

令和7年

第2回（6月）河合町議会定例会議案

令和7年6月6日

河合町



## 付 議 事 件

- 議案第 3 4 号 令和 7 年度河合町一般会計補正予算について
- 議案第 3 5 号 令和 7 年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 議案第 3 6 号 河合町下水道条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
- 議案第 3 8 号 財産の取得について
- 議案第 3 9 号 和解について
- 議案第 4 0 号 第 3 期河合町子ども・子育て支援事業計画を定めることについて（別冊）
- 報告第 1 号 令和 6 年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2 号 権利放棄の報告について



議案第34号

令和7年度

河合町一般会計補正予算

(第1号)

河合町

## 令和7年度河合町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度河合町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,134,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月6日 提出

河合町長 森 川 喜 之

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		千円 933,444	千円 67,682	千円 1,001,126
	2 国庫補助金	294,690	67,682	362,372
21 諸収入		305,203	5,668	310,871
	4 雑入	301,646	5,668	307,314
22 町債		598,800	1,200	600,000
	1 町債	598,800	1,200	600,000
歳入合計		8,060,000	74,550	8,134,550

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,302,629	千円 26,720	千円 1,329,349
	1 総務管理費	1,133,649	41,702	1,175,351
	2 徴税費	90,537	△9,408	81,129
	3 戸籍住民基本台帳費	47,225	△5,574	41,651
3 民生費		2,736,910	△28,071	2,708,839
	1 社会福祉費	1,817,799	△18,604	1,799,195
	2 児童福祉費	919,111	△9,467	909,644
4 衛生費		809,836	21,299	831,135
	1 保健衛生費	234,519	20,031	254,550
	2 清掃費	575,317	1,268	576,585
6 農林商工費		83,846	14,518	98,364
	1 農業費	55,366	14,518	69,884
7 土木費		858,293	33,999	892,292
	1 土木管理費	41,573	3,219	44,792
	4 都市計画費	350,404	25,181	375,585
	5 住宅費	99,928	5,599	105,527
9 教育費		806,081	6,085	812,166
	1 教育総務費	188,473	10,390	198,863
	5 社会教育費	181,519	△5,413	176,106
	6 保健体育費	34,302	1,108	35,410
歳 出 合 計		8,060,000	74,550	8,134,550

## 第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債 の方法	利 率	償還の方法
12. 保健センター 整備事業債	0	普通貸借 又は 証券発行	年5% 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 債権者との協 定による。 但し、町財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し若しくは 繰上償還又は 低利に借換え することができる。	1,200	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合計	598,800				600,000			



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	933,444	67,682	1,001,126
21 諸収入	305,203	5,668	310,871
22 町債	598,800	1,200	600,000
歳 入 合 計	8,060,000	74,550	8,134,550

## (歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,302,629	26,720	1,329,349
3 民生費	2,736,910	△28,071	2,708,839
4 衛生費	809,836	21,299	831,135
6 農林商工費	83,846	14,518	98,364
7 土木費	858,293	33,999	892,292
9 教育費	806,081	6,085	812,166
歳 出 合 計	8,060,000	74,550	8,134,550

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 66,076	千円	千円 5,668	千円 △45,024
			△28,071
1,606	1,200		18,493
			14,518
			33,999
			6,085
67,682	1,200	5,668	

## 2 歳 入

### (款) 15 国庫支出金

#### (項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 衛生費国庫補助金	千円 1,979	千円 1,606	千円 3,585
7 総務費国庫補助金	31,821	66,076	97,897
計	294,690	67,682	362,372

### (款) 21 諸収入

#### (項) 4 雑入

2 雑入	301,646	5,668	307,314
計	301,646	5,668	307,314

### (款) 22 町債

#### (項) 1 町債

3 衛生債	79,600	1,200	80,800
計	598,800	1,200	600,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費補助金	千円 1,606	母子保健衛生費補助金	千円 1,606
2 社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	2,697	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,697
16 地方創生臨時交付 金	63,379	地方創生臨時交付金（価格高騰重点支援地方交付金： 給付金・定額減税一体支援枠）	63,379

4 雑入	5,668	自治総合センターコミュニティ助成金 弁償金	2,800 2,868

2 保健センター整備 事業債	1,200	保健センター整備事業	1,200

1 5 款 国庫支出金      2 1 款 諸収入      2 2 款 町債

### 3 歳 出

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 607,888	千円 △32,234	千円 575,654	千円	千円	千円	千円 △32,234
3 財産管理費	120,310	2,005	122,315			2,868	△863
5 企画費	30,043	5,295	35,338				5,295

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 △18,561	04 一般管理費（総務）	千円 △30,786
2 一般職給	△18,561	2 給料	△17,068
		一般職給	△17,068
3 職員手当等	△8,930	3 職員手当等	△9,302
1 扶養手当	312	一般職地域手当	△729
2 一般職地域手当	△762	時間外勤務手当	△776
3 時間外勤務手当	△374	管理職手当	△1,064
4 管理職手当	△1,064	一般職期末手当	△3,318
10 一般職期末手当	△3,651	勤勉手当	△2,747
11 勤勉手当	△3,083	通勤手当	△278
12 通勤手当	△278	住居手当	△990
13 住居手当	△990	児童手当	600
14 児童手当	960	4 共済費	△4,416
		一般職共済組合負担金	△4,416
4 共済費	△4,743	07 秘書管理費	△1,448
3 一般職共済組合負担金	△4,743	2 給料	△1,493
		一般職給	△1,493
		3 職員手当等	372
		扶養手当	312
		一般職地域手当	△33
		時間外勤務手当	402
		一般職期末手当	△333
		勤勉手当	△336
		児童手当	360
		4 共済費	△327
		一般職共済組合負担金	△327
10 需用費	841	04 財産管理費（総務課）	2,005
1 消耗品費	488	10 需用費	841
6 修繕料	353	消耗品費	488
14 工事請負費	1,164	修繕料	353
1 建設事業費	1,164	14 工事請負費	1,164
		建設事業費	1,164
		・漏水被害復旧工事	1,164
2 給料	2,822	16 安心安全推進費	5,295

2 款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 諸費	24,343	2,800	27,143			2,800	0
12 財政調整基金費	1,959	457	2,416				457
38 物価高騰対応重点支援 地方創生等 事業費	0	63,379	63,379	63,379			0

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
2 一般職給	千円 2,822	2 給料 一般職給	千円 2,822 2,822
3 職員手当等	1,822	3 職員手当等	1,822
2 一般職地域 手当	160	一般職地域手当	160
4 管理職手当	288	管理職手当	288
10 一般職期末 手当	591	一般職期末手当	591
11 勤勉手当	496	勤勉手当	496
12 通勤手当	35	通勤手当	35
13 住居手当	252	住居手当	252
4 共済費	651	4 共済費	651
3 一般職共済 組合負担金	651	一般職共済組合負担金	651
18 負担金、補助及 び交付金	2,800	05 コミュニティ推進費（政策調整課）	2,800
2 補助金	2,800	18 負担金、補助及び交付金 補助金 ・コミュニティー助成事業助成金	2,800 2,800 2,800
24 積立金	457	01 財政調整基金費	457
1 積立金	457	24 積立金 積立金	457 457
1 報酬	1,218	01 物価高騰対応重点支援給付金	63,379
3 会計年度任 用職員報酬	1,218	1 報酬 会計年度任用職員報酬	1,218 1,218
3 職員手当等	925	3 職員手当等 時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員費用弁償 会計年度任用職員勤勉手当	925 50 60 435 14 366
3 時間外勤務 手当	50	4 共済費 一般職共済組合負担金	528 134

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
18	管理職員特別勤務手当	千円 60	社会保険料 雇用保険料	千円 364 30
24	会計年度任用職員期末手当	435	10 需用費 消耗品費 印刷製本費	199 100 99
26	会計年度任用職員費用弁償	14	11 役務費 通信運搬費 手数料	1,140 792 348
27	会計年度任用職員勤勉手当	366	12 委託料 その他 18 負担金、補助及び交付金 交付金	3,369 3,369 56,000 56,000
4	共済費	528		
3	一般職共済組合負担金	134		
4	社会保険料	364		
6	雇用保険料	30		
10	需用費	199		
1	消耗品費	100		
4	印刷製本費	99		
11	役務費	1,140		
1	通信運搬費	792		
4	手数料	348		
12	委託料	3,369		
5	その他	3,369		
18	負担金、補助及び交付金	56,000		

2 款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	1,133,649	41,702	1,175,351	63,379		5,668	△27,345

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税费

1 税務総務費	81,919	△9,408	72,511				△9,408
計	90,537	△9,408	81,129				△9,408

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 交付金	千円 56,000		千円

2 給料	△3,972	01 税務一般管理費	△9,408
2 一般職給	△3,972	2 給料	△3,972
		一般職給	△3,972
3 職員手当等	△2,970	3 職員手当等	△2,970
1 扶養手当	△450	扶養手当	△450
2 一般職地域 手当	△195	一般職地域手当	△195
3 時間外勤務 手当	△717	時間外勤務手当	△717
10 一般職期末 手当	△1,039	一般職期末手当	△1,039
11 勤勉手当	△789	勤勉手当	△789
12 通勤手当	235	通勤手当	235
13 住居手当	225	住居手当	225
14 児童手当	△240	児童手当	△240
4 共済費	△2,466	4 共済費	△2,466
3 一般職共済 組合負担金	△2,466	一般職共済組合負担金	△2,466

2 款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	千円 47,225	千円 △5,574	千円 41,651	千円 2,697	千円	千円	千円 △8,271
計	47,225	△5,574	41,651	2,697			△8,271

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	433,239	△9,038	424,201				△9,038
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 △3,992	01 戸籍住民基本台帳費	千円 △5,574
2 一般職給	△3,992	2 給料	△3,992
		一般職給	△3,992
3 職員手当等	△2,794	3 職員手当等	△2,794
1 扶養手当	△312	扶養手当	△312
2 一般職地域 手当	△215	一般職地域手当	△215
3 時間外勤務 手当	△401	時間外勤務手当	△401
10 一般職期末 手当	△967	一般職期末手当	△967
11 勤勉手当	△755	勤勉手当	△755
14 児童手当	△144	児童手当	△144
4 共済費	△1,485	4 共済費	△1,485
3 一般職共済 組合負担金	△1,485	一般職共済組合負担金	△1,485
12 委託料	2,697	12 委託料	2,697
5 その他	2,697	その他	2,697
		・ 戸籍振り仮名対応システム改修	2,697

2 給料	△4,021	10 社会福祉管理費（社会福祉）	△9,038
2 一般職給	△4,021	2 給料	△4,021
		一般職給	△4,021
3 職員手当等	△3,489	3 職員手当等	△3,489
		扶養手当	△432

2 款 総務費      3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 国民年金費	7,755	1,190	8,945				1,190

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 扶養手当	△432	一般職地域手当	△223
2 一般職地域手当	△223	時間外勤務手当	△461
3 時間外勤務手当	△461	一般職期末手当	△1,100
		勤勉手当	△843
		通勤手当	△154
		住居手当	△276
10 一般職期末手当	△1,100	4 共済費	△1,528
11 勤勉手当	△843	一般職共済組合負担金	△1,528
12 通勤手当	△154		
13 住居手当	△276		
4 共済費	△1,528		
3 一般職共済組合負担金	△1,528		
2 給料	109	01 国民年金事務費	1,190
2 一般職給	109	2 給料	109
		一般職給	109
3 職員手当等	982	3 職員手当等	982
1 扶養手当	234	扶養手当	234
2 一般職地域手当	21	一般職地域手当	21
3 時間外勤務手当	368	時間外勤務手当	368
		一般職期末手当	129
10 一般職期末手当	129	勤勉手当	50
11 勤勉手当	50	児童手当	180
14 児童手当	180	4 共済費	99
		一般職共済組合負担金	99

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 社会福祉施設費	71,631	△8,599	63,032				△8,599
17 総合福祉会館運営費	50,829	△2,157	48,672				△2,157

節・細節		説	明
区 分	金 額		
4 共済費	千円 99		千円
3 一般職共済 組合負担金	99		
2 給料	△4,487	01 心の交流センター運営費	△8,599
2 一般職給	△4,487	2 給料	△4,487
		一般職給	△4,487
3 職員手当等	△2,615	3 職員手当等	△2,615
1 扶養手当	△36	扶養手当	△36
2 一般職地域 手当	△226	一般職地域手当	△226
3 時間外勤務 手当	△435	時間外勤務手当	△435
10 一般職期末 手当	△1,013	一般職期末手当	△1,013
11 勤勉手当	△881	勤勉手当	△881
12 通勤手当	△24	通勤手当	△24
4 共済費	△1,497	4 共済費	△1,497
3 一般職共済 組合負担金	△1,497	一般職共済組合負担金	△1,497
2 給料	△789	01 総合福祉会館運営費	△2,157
2 一般職給	△789	2 給料	△789
		一般職給	△789
3 職員手当等	△595	3 職員手当等	△595
2 一般職地域 手当	△40	一般職地域手当	△40
10 一般職期末 手当	△389	一般職期末手当	△389
		勤勉手当	△359
		通勤手当	193
		4 共済費	△773
		一般職共済組合負担金	△773

3 款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,817,799	△18,604	1,799,195				△18,604

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	108,376	△7,094	101,282				△7,094
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
11 勤勉手当	千円 △359		千円
12 通勤手当	193		
4 共済費	△773		
3 一般職共済 組合負担金	△773		

2 給料	△3,942	06 児童福祉諸経費	△7,094
2 一般職給	△3,942	2 給料	△3,942
		一般職給	△3,942
3 職員手当等	△2,157	3 職員手当等	△2,157
		扶養手当	△234
1 扶養手当	△234	一般職地域手当	△183
2 一般職地域 手当	△183	一般職期末手当	△959
10 一般職期末 手当	△959	勤勉手当	△761
11 勤勉手当	△761	通勤手当	130
12 通勤手当	130	児童手当	△150
14 児童手当	△150	4 共済費	△995
4 共済費	△995	一般職共済組合負担金	△995
3 一般職共済 組合負担金	△995		

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 児童福祉施設費	千円 214,671	千円 △6,019	千円 208,652	千円	千円	千円	千円 △6,019
6 こども園費	293,714	3,646	297,360				3,646

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 △3,781	08 心身障害児保育事業費	千円 △6,019
2 一般職給	△3,781	2 給料	△3,781
		一般職給	△3,781
3 職員手当等	△903	3 職員手当等	△903
1 扶養手当	354	扶養手当	354
2 一般職地域 手当	△171	一般職地域手当	△171
3 時間外勤務 手当	△160	時間外勤務手当	△160
10 一般職期末 手当	△701	一般職期末手当	△701
11 勤勉手当	△653	勤勉手当	△653
12 通勤手当	23	通勤手当	23
14 児童手当	405	児童手当	405
4 共済費	△1,335	4 共済費	△1,335
3 一般職共済 組合負担金	△1,335	一般職共済組合負担金	△1,335
2 給料	2,366	01 こども園運営費	3,646
2 一般職給	2,366	2 給料	2,366
		一般職給	2,366
3 職員手当等	1,280	3 職員手当等	1,280
1 扶養手当	△339	扶養手当	△339
2 一般職地域 手当	114	一般職地域手当	114
3 時間外勤務 手当	480	時間外勤務手当	480
		一般職期末手当	276
		勤勉手当	320
		通勤手当	△75
		住居手当	△336
		児童手当	840

3 款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	919,111	△9,467	909,644				△9,467

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

3 環境衛生費	73,989	16,819	90,808				16,819
---------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
10 一般職期末手当	千円 276		千円
11 勤勉手当	320		
12 通勤手当	△75		
13 住居手当	△336		
14 児童手当	840		

2 給料	9,100	01 環境衛生費	16,819
2 一般職給	9,100	2 給料	9,100
		一般職給	9,100
3 職員手当等	5,137	3 職員手当等	5,137
1 扶養手当	42	扶養手当	42
2 一般職地域手当	515	一般職地域手当	515
3 時間外勤務手当	50	時間外勤務手当	50
4 管理職手当	639	管理職手当	639
10 一般職期末手当	2,118	一般職期末手当	2,118
11 勤勉手当	1,773	勤勉手当	1,773
4 共済費	2,582	4 共済費	2,582
		一般職共済組合負担金	2,582

3 款 民生費 4 款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 保健センター運営費	5,439	3,212	8,651	1,606	1,200		406
計	234,519	20,031	254,550	1,606	1,200		17,225

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

1 清掃総務費	102,954	1,268	104,222				1,268
計	575,317	1,268	576,585				1,268

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 一般職共済 組合負担金	千円 2,582		千円
14 工事請負費	3,212	02 保健センター整備費	3,212
1 建設事業費	3,212	14 工事請負費 建設事業費 ・ 1階診察室等のエアコン改修工事	3,212 3,212 3,212

2 給料	362	01 清掃総務費	1,268
2 一般職給	362	2 給料 一般職給	362 362
3 職員手当等	496	3 職員手当等 一般職地域手当 時間外勤務手当 一般職期末手当 勤勉手当	496 24 258 116 98
2 一般職地域 手当	24	4 共済費 一般職共済組合負担金	410 410
3 時間外勤務 手当	258		
10 一般職期末 手当	116		
11 勤勉手当	98		
4 共済費	410		
3 一般職共済 組合負担金	410		

4 款 衛生費

## (款) 6 農林商工費

## (項) 1 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	千円 11,295	千円 14,518	千円 25,813	千円	千円	千円	千円 14,518
計	55,366	14,518	69,884				14,518

## (款) 7 土木費

## (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	41,573	3,219	44,792				3,219
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 7,311	01 農業総務費	千円 14,518
2 一般職給	7,311	2 給料	7,311
		一般職給	7,311
3 職員手当等	5,042	3 職員手当等	5,042
1 扶養手当	292	扶養手当	292
2 一般職地域 手当	385	一般職地域手当	385
3 時間外勤務 手当	510	時間外勤務手当	510
10 一般職期末 手当	1,673	一般職期末手当	1,673
11 勤勉手当	1,334	勤勉手当	1,334
12 通勤手当	266	通勤手当	266
13 住居手当	252	住居手当	252
14 児童手当	330	児童手当	330
4 共済費	2,165	4 共済費	2,165
3 一般職共済 組合負担金	2,165	一般職共済組合負担金	2,165

2 給料	2,019	02 土木総務費	3,219
2 一般職給	2,019	2 給料	2,019
		一般職給	2,019
3 職員手当等	1,200	3 職員手当等	1,200
		一般職地域手当	124

6 款 農林商工費      7 款 土木費

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	41,573	3,219	44,792				3,219

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	62,781	18,677	81,458				18,677
-----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 一般職地域手当	124	一般職期末手当 勤勉手当 通勤手当	千円 395 332 349
10 一般職期末手当	395		
11 勤勉手当	332		
12 通勤手当	349		

2 給料	10,039	01 都市計画総務費	18,677
2 一般職給	10,039	2 給料	10,039
		一般職給	10,039
3 職員手当等	5,753	3 職員手当等	5,753
2 一般職地域手当	564	一般職地域手当	564
3 時間外勤務手当	826	時間外勤務手当	826
10 一般職期末手当	2,201	一般職期末手当	2,201
11 勤勉手当	1,850	勤勉手当	1,850
12 通勤手当	312	通勤手当	312
4 共済費	2,885	4 共済費	2,885
3 一般職共済組合負担金	2,885	一般職共済組合負担金	2,885

7 款 土木費

## (款) 7 土木費

## (項) 4 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 公共下水道 費	千円 232,146	千円 6,200	千円 238,346	千円	千円	千円	千円 6,200
4 公園管理費	54,727	304	55,031				304
計	350,404	25,181	375,585				25,181

## (款) 7 土木費

## (項) 5 住宅費

1 住宅管理費	99,928	5,599	105,527				5,599
---------	--------	-------	---------	--	--	--	-------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 6,200	01 公共下水道費	千円 6,200
2 補助金	6,200	18 負担金、補助及び交付金 補助金	6,200 6,200
2 給料	133	01 公園管理費	304
2 一般職給	133	2 給料 一般職給	133 133
3 職員手当等	171	3 職員手当等	171
1 扶養手当	130	扶養手当	130
2 一般職地域手当	15	一般職地域手当	15
3 時間外勤務手当	△393	時間外勤務手当	△393
10 一般職期末手当	59	一般職期末手当	59
11 勤勉手当	18	勤勉手当	18
13 住居手当	252	住居手当	252
14 児童手当	90	児童手当	90

2 給料	1,977	02 住宅管理費	5,599
2 一般職給	1,977	2 給料 一般職給	1,977 1,977
3 職員手当等	2,687	3 職員手当等	2,687
1 扶養手当	355	扶養手当	355
		一般職地域手当	147
		時間外勤務手当	410

7 款 土木費

(款) 7 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	99,928	5,599	105,527				5,599

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	187,023	10,390	197,413				10,390
--------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
2 一般職地域手当	147	千円	一般職期末手当	746
3 時間外勤務手当	410		勤勉手当	579
			児童手当	450
10 一般職期末手当	746		4 共済費	935
11 勤勉手当	579		一般職共済組合負担金	935
14 児童手当	450			
4 共済費	935			
3 一般職共済組合負担金	935			

2 給料	5,340	04 事務局費（総務）	10,390
2 一般職給	5,340	2 給料	5,340
3 職員手当等	3,833	一般職給	5,340
2 一般職地域手当	330	3 職員手当等	3,833
3 時間外勤務手当	541	一般職地域手当	330
10 一般職期末手当	915	時間外勤務手当	541
11 勤勉手当	739	一般職期末手当	915
		勤勉手当	739
		通勤手当	252
		住居手当	336
		児童手当	720
		4 共済費	1,217
		一般職共済組合負担金	1,217

7 款 土木費 9 款 教育費

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	188,473	10,390	198,863				10,390

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	70,609	2,171	72,780				2,171
7 文化会館運営費	40,232	△7,584	32,648				△7,584

節・細節		説	明
区 分	金 額		
12 通勤手当	千円 252		千円
13 住居手当	336		
14 児童手当	720		
4 共済費	1,217		
3 一般職共済 組合負担金	1,217		

2 給料	763	12 社会教育総務経費（観光振興課）	990
2 一般職給	763	2 給料	270
		一般職給	270
3 職員手当等	1,408	3 職員手当等	720
2 一般職地域 手当	65	一般職地域手当	14
10 一般職期末 手当	684	一般職期末手当	356
11 勤勉手当	659	勤勉手当	350
		13 社会教育総務経費（生涯学習課）	1,181
		2 給料	493
		一般職給	493
		3 職員手当等	688
		一般職地域手当	51
		一般職期末手当	328
		勤勉手当	309
2 給料	△4,082	02 文化会館管理費	△7,584
2 一般職給	△4,082	2 給料	△4,082
		一般職給	△4,082
3 職員手当等	△2,194	3 職員手当等	△2,194
2 一般職地域 手当	△205	一般職地域手当	△205
		時間外勤務手当	△228
		一般職期末手当	△946
		勤勉手当	△794

9款 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	181,519	△5,413	176,106				△5,413

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	20,852	1,108	21,960				1,108
-----------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 時間外勤務手当	千円 △228	通勤手当	千円 △21
10 一般職期末手当	△946	4 共済費	△1,308
11 勤勉手当	△794	一般職共済組合負担金	△1,308
12 通勤手当	△21		
4 共済費	△1,308		
3 一般職共済組合負担金	△1,308		

2 給料	485	01 保健体育総務費	1,108
2 一般職給	485	2 給料	485
		一般職給	485
3 職員手当等	438	3 職員手当等	438
2 一般職地域手当	23	一般職地域手当	23
3 時間外勤務手当	182	時間外勤務手当	182
10 一般職期末手当	124	一般職期末手当	124
11 勤勉手当	109	勤勉手当	109
4 共済費	185	4 共済費	185
		一般職共済組合負担金	185

9款 教育費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	34,302	1,108	35,410				1,108

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 一般職共済 組合負担金	千円 185		千円

9款 教育費



議案第35号

令和7年度

河合町下水道事業会計補正予算

(第1号)

河 合 町

令和7年度河合町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度河合町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		
	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第1款 下水道事業収益	736,692 千円	6,200 千円	742,892 千円
第2項 営業外収益	506,949 千円	6,200 千円	513,149 千円
第3目 他会計補助金	140,532 千円	6,200 千円	146,732 千円

（科 目）	支 出		
	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第1款 下水道事業費用	736,692 千円	6,200 千円	742,892 千円
第1項 営業費用	687,456 千円	6,200 千円	693,656 千円
第5目 総係費	46,118 千円	6,200 千円	52,318 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条中の職員給与費 18,469 千円を、24,669 千円に改める。

令和 7年 6月 6日 提出

河合町長 森 川 喜 之

令和7年度河合町下水道事業会計補正予算実施計画（第1号）

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 下水道事業収益		736,692	6,200	742,892	
2. 営業外収益		506,949	6,200	513,149	
	3. 他会計 補助金	140,532	6,200	146,732	人事異動に伴う 人件費増額

支 出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 下水道事業費用		736,692	6,200	742,892	
1. 営業費用		687,456	6,200	693,656	
	5. 総係費	46,118	6,200	52,318	人事異動に伴う 人件費増額



議案第36号

河合町下水道条例の一部改正について

河合町下水道条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7年 6月 6日

河合町長 森 川 喜 之



## 河合町下水道条例の一部を改正する条例

河合町下水道条例（昭和59年7月河合町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項第1号を次のように改める。

### （1）水量使用料

区分	1立方メートルあたり使用料金額	
一般排水	1 公衆浴場（共同浴場を含む。）	126円
	2 その他汚水（一般家庭）	150円
	3 事業所等 1立方メートルを超え300立方メートルまで	150円
中間排水	事業所等 300立方メートルを超え750立方メートルまで	198円
特定排水	事業所等 750立方メートルを超える分	240円

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の河合町下水道条例第25条第3項第1号の規定は、令和8年1月分以後に係る使用料から適用し、令和7年12月分以前に係る使用料については、なお従前の例による。



議案第 37 号

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、関係地方公共団体の協議により、令和 7 年 8 月 1 日から組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 6 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之



山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約（平成28年2月25日奈良県指令市町村第1040号）の一部を次のように変更する。

第4条中「川原城町605番地」を「櫛本町3246番地1」に改める。

附 則

この規約は、令和7年8月1日から施行する。



## 議案第38号

### 財産の取得について

小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車を下記のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

#### 記

取得する財産	小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車
契約の方法	指名競争入札
契約金額	7,238,000円
契約の相手方	奈良県奈良市恋の窪2丁目12番9号 小川ポンプ工業株式会社 奈良出張所 所長 来島啓一

令和 7年 6月 6日

河合町長 森 川 喜 之



## 議案第39号

### 和解について

役場庁舎にて令和6年6月27日に発生した漏水事故による損害について、下記のとおり和解するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

### 記

- 1 相手方 奈良県五條市二見一丁目1番4号  
株式会社 田原建設 代表取締役 社長 弓場 雅之
- 2 和解の内容
  - (1) 株式会社田原建設（以下「甲」という。）は河合町（以下「乙」という。）に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金を示談成立後1ヵ月以内に乙に支払う。
  - (2) 平成29年12月22日付で工事請負契約を締結した「河合町庁舎耐震補強工事」に起因するその他の不具合等が生じた場合は別に協議する。
  - (3) 甲、乙間には、本件示談の他、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

令和 7年 6月 6日

河合町長 森 川 喜 之



議案第40号

第3期河合町子ども・子育て支援事業計画を定めることについて

第3期河合町子ども・子育て支援事業計画を別紙のとおり定めることについて、河合町議会基本条例第21条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7年 6月 6日

河合町長 森 川 喜 之



# 第3期 河合町子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和7年  
河合町



# 目次

第1部〈総論〉	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
第2章 河合町の子どもと子育て家庭の状況	4
1. 人口の動向	4
(1) 人口の推移	4
(2) 自然動態と社会動態	5
(3) 婚姻と離婚の動向	7
(4) 乳幼児・児童数等の動向	9
2. 家庭や地域の動向	10
(1) 世帯の状況	10
(2) 就労の状況	13
(3) 子どもの貧困(参考)	14
3. 子どもの教育・保育の状況	15
(1) 園児数の推移	15
(2) 児童・生徒数の推移	16
(3) 教育相談	17
(4) 障がい児支援サービス	17
(5) 支援学級の推移	18
(6) 不登校の推移	18
(7) スクールカウンセラーの配置	18
4. 地域子ども・子育て支援事業の状況	19
(1) 利用者支援	19
(2) 地域子育て支援拠点事業 等	19
(3) 妊婦健康診査 等	20
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	22
(5) 養育支援訪問事業	22
(6) 産後ケア事業	22
(7) 子育て短期支援事業	23
(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	23
(9) 子育て世帯訪問支援事業	23
(10) 一時預かり事業	24
(11) 時間外保育事業(延長保育事業)	24
(12) 病児・病後児保育事業	25

(13) 放課後児童健全育成事業	25
5. ニーズ調査の概要	26
(1) 調査の概要	26
(2) ニーズ調査結果の概要	27
6. 第2期計画の成果と課題	39
第3章 計画の基本的な考え方	47
1. 基本理念	48
2. 基本的な視点	48
(1) 子どもの視点	48
(2) 子育てに取り組む保護者の視点	48
(3) 地域ぐるみの視点	48
3. 施策体系	49
第2部〈子ども子育て支援事業計画〉	51
第1章 教育・保育提供区域の設定	52
1. 区域設定の考え方(国の基準)	52
2. 区域設定	52
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	54
1. 幼児期の教育・保育の量の見込み	54
2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期	54
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	55
(1) 利用者支援	55
(2) 地域子育て支援拠点事業	56
(3) 妊婦に対する健康診査	57
(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	58
(5) 乳幼児訪問指導	58
(6) 養育支援訪問事業	59
(7) 一時預かり事業(幼稚園型)	60
(8) 一時預かり事業(一般型)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	61
(9) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	62
(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	63
(11) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	64
(12) 産後ケア事業	65
(13) 子育て世帯訪問支援事業	65
(14) 時間外保育事業(延長保育事業)	66
(15) 放課後児童健全育成事業	67
(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	68
(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	68
第4章 保育に関する新たな事業体制の確保	69
1. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	69
2. 小規模保育事業	69

第5章 支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細やかな取り組み	70
1. 子どもの貧困への対策	70
2. 児童虐待防止対策の充実	70
3. 子どもの人権を尊重する環境づくり	71
4. ひとり親家庭の自立支援の推進	73
5. 障がい児など特別な支援の必要な子どもへの施策の充実	73
第6章 職業生活と家庭生活との両立の推進	75
1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	75
2. 仕事と子育ての両立支援	76
第7章 次世代育成支援行動計画等の事業	77
1. 地域における子育て支援	77
(1) 地域における子育て支援の充実	77
(2) 保育サービスの充実	78
(3) 子育て支援のネットワークづくり	78
2. 母子並びに乳幼児の健康の確保及び増進	79
(1) 子どもや母親の健康の確保	79
(2) 「食育」の推進	80
(3) 思春期保健対策の充実	80
(4) 小児医療等の充実	81
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	82
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	82
(2) 家庭や地域の教育力の向上	82
4. 子育てを支援する生活環境の整備	84
(1) 良好な住宅の確保	84
(2) 安全な道路交通環境の整備	84
(3) 安心して外出できる環境の整備	84
(4) 安全・安心まちづくり等の推進	84
5. 子ども等の安全の確保	85
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	85
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	85
第8章 計画の推進体制	86
資料編	88

## 第1部〈総論〉

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の背景と趣旨

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、同年12月には、こども政策を総合的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、実現すべき社会として、「こどもまんなか社会」が掲げられています。「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会とされています。

また、奈良県では、令和6年10月に、奈良県のこども政策を総合的に推進するために、「すべてのこども・若者が、将来に夢と希望を抱きながら、個性や多様性が尊重され、ひとしく健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる、あたたかい奈良県を目指す」を基本理念とした「奈良県こどもまんなか未来戦略」が策定されました。

河合町においては次世代育成推進対策法に基づく「河合町次世代育成行動計画（後期計画）」に掲げる理念、基本的な視点及び施策目標を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2期河合町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、河合町の実情に応じた子育て支援施策を推進してきました。

放課後児童健全育成事業では、午後7時までの延長保育に取り組みました。また、産後ケア事業については、令和2年度から事業を開始し、令和4年度には産後どなたでも利用できるようになり、出産された方の心身のケアや育児サポートを実施しました。

令和7年度からは計画の第3期に移ることになります。第2期計画における取り組みを分析・評価するとともに、各種ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえて審議を行い、「第3期河合町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

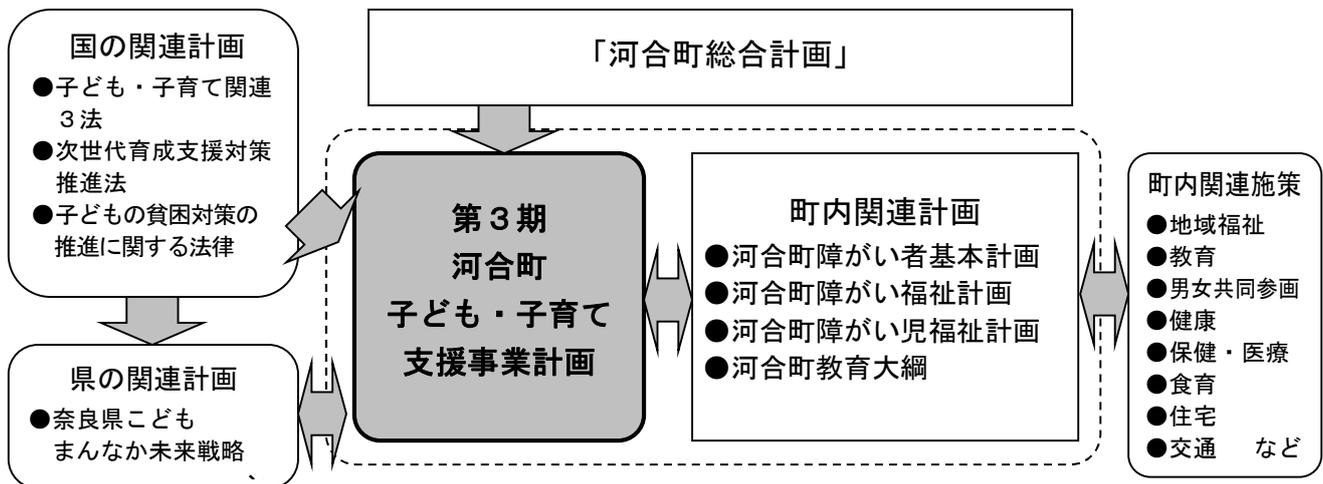
本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に策定します。あわせて、「子ども・子育て関連3法」に基づき、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ策定するものです。

さらに、基本指針に基づき、奈良県が策定する「奈良こどもまんなか未来戦略」の取り組みや「河合町総合計画」など、関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

なお、本計画は、「次世代育成支援対策法」に基づく市町村行政計画に位置づけます。

また、全国では子どもの貧困が社会問題となっていることを考慮し、河合町における「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画としても策定します。

■図表：関係法令や町内他計画等と第3期河合町子ども・子育て支援事業計画との関連図

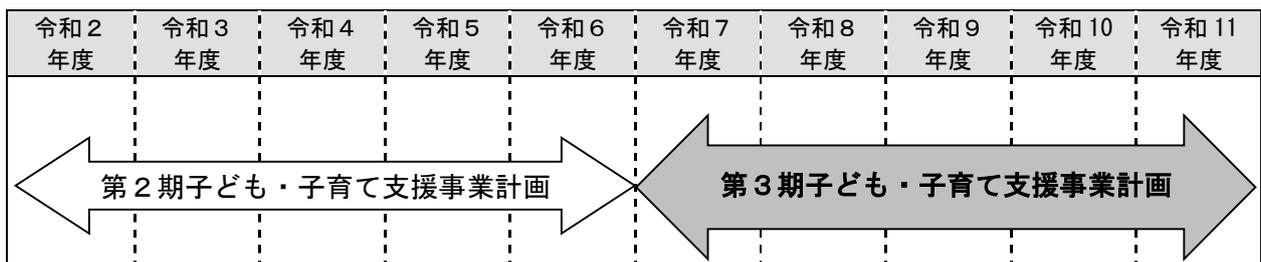


## 3. 計画の期間

本計画の計画期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、基本指針に基づき、計画期間中に定期的に本計画の達成状況の点検及び評価を実施し、結果によっては、必要であれば計画を見直します。

■図表：計画の期間



## 第2章 河合町の子どもと子育て家庭の状況

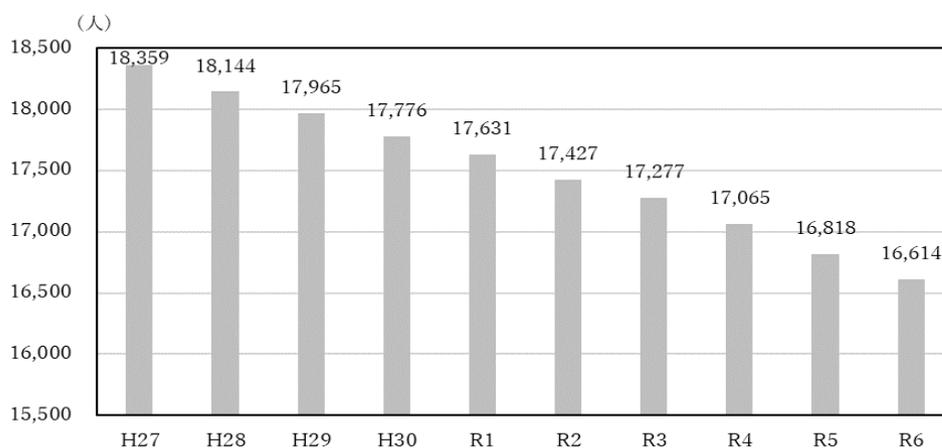
### 1. 人口の動向

#### (1) 人口の推移

河合町の総人口は、微減傾向となっています。直近10年間も緩やかに減少しており、令和6年3月現在16,614人となっています。

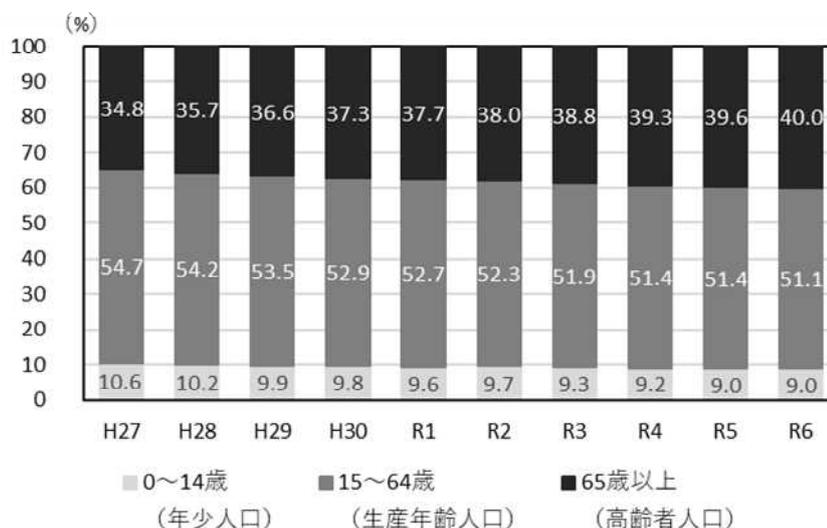
また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口比率については減少傾向にあり、令和6年3月現在9.0%となっています。一方、高齢者人口比率については増加傾向となっており、少子・高齢化が依然として進行しています。

■図表：総人口の推移



資料：住民基本台帳

■図表：年齢3区分別人口の推移



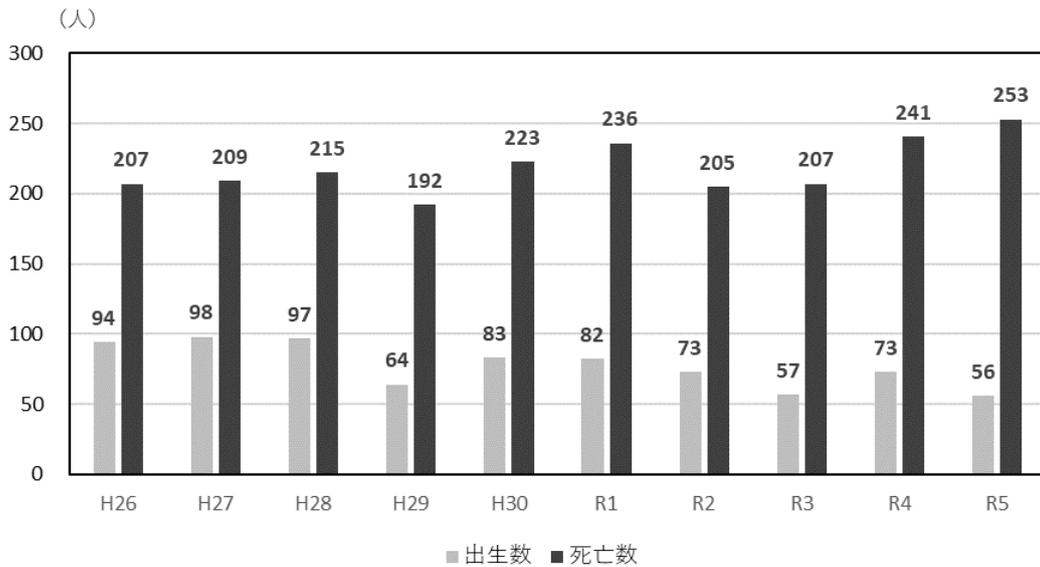
資料：住民基本台帳

(2) 自然動態と社会動態

① 出生数と出生率の動向

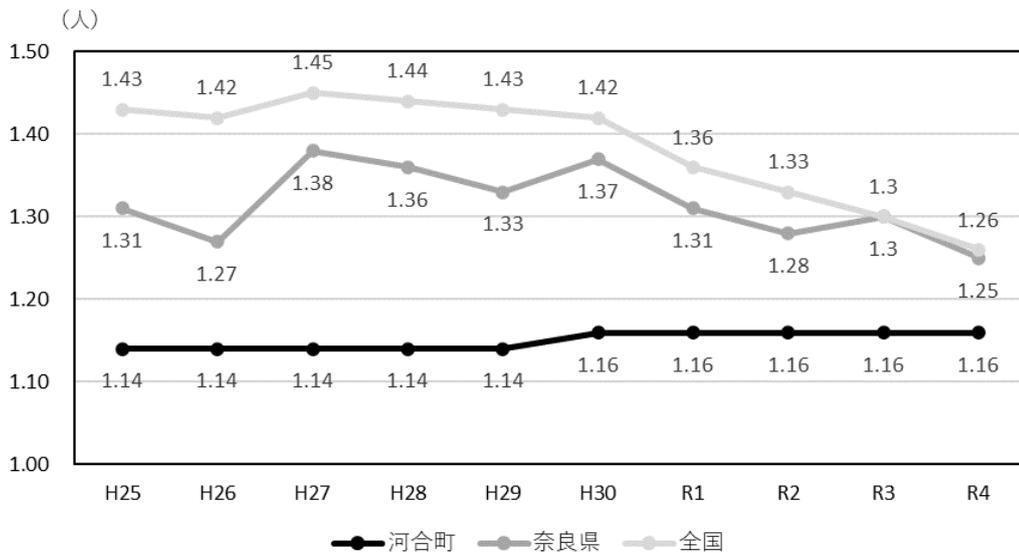
出生数の動向をみると、平成29年以降は年度により増減はあるものの、減少傾向とみられます。また、合計特殊出生率については、1.16 となっていますが、奈良県や全国の水準より低い値で推移しています。

■ 図表：出生数と死亡数の推移



資料：人口動態統計、奈良県推計人口

■ 図表：合計特殊出生率の推移

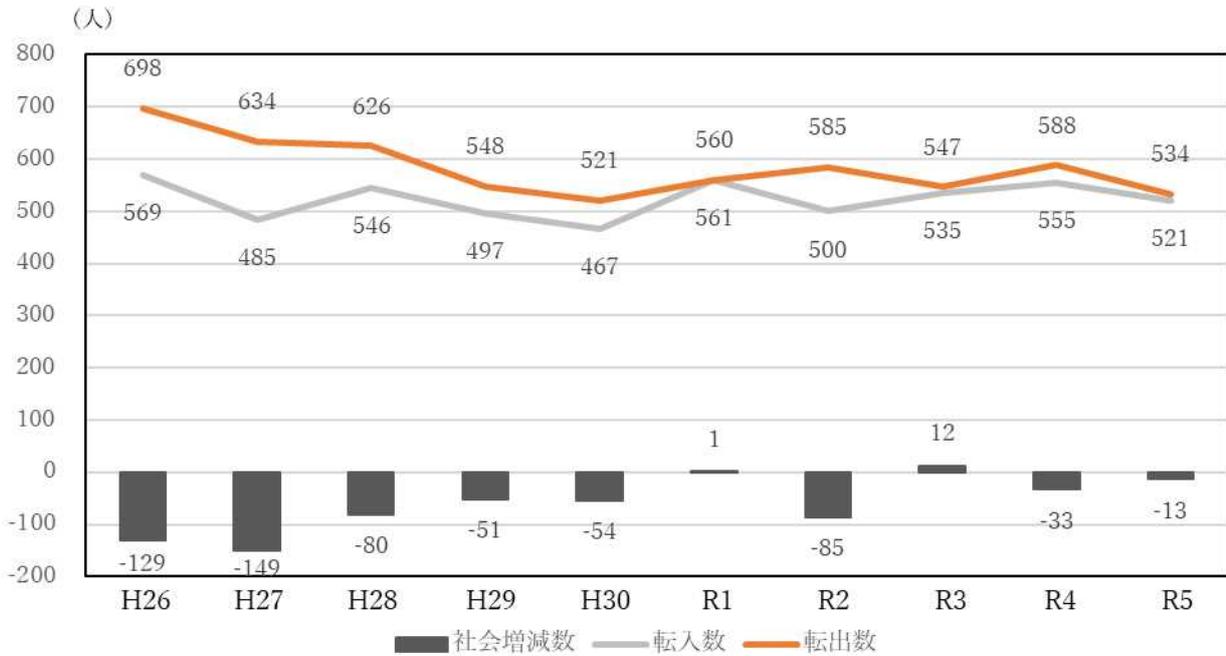


資料：人口動態統計

② 転入と転出の動向

転入と転出の動向をみると、平成26・27年に社会増減のマイナスがやや大きくなりましたが、以後はゆるやかな減少が続いています。

■図表：転入と転出の動向



資料：住民基本台帳人口

■【参考】図表：総人口の推移 推計

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口(人)	15,986	14,731	13,419	12,125	10,928

資料：「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」

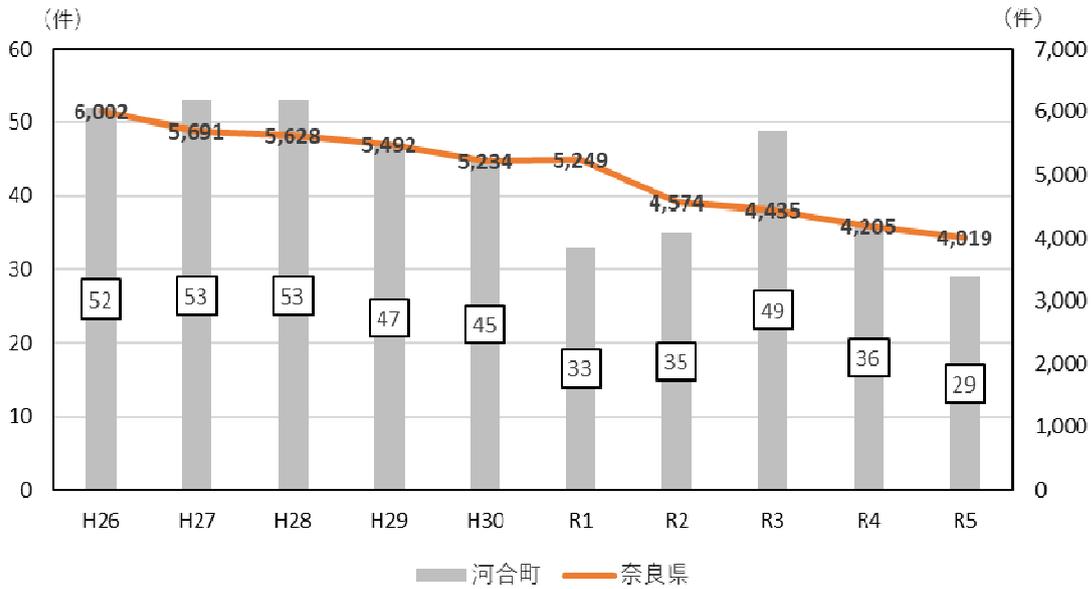
### (3) 婚姻と離婚の動向

#### ① 婚姻数と離婚数の推移

婚姻の動向をみると、婚姻件数は平成29年からやや減少しています。令和3年に一時的に増加しましたが、その後減少し令和5年では29件となっています。

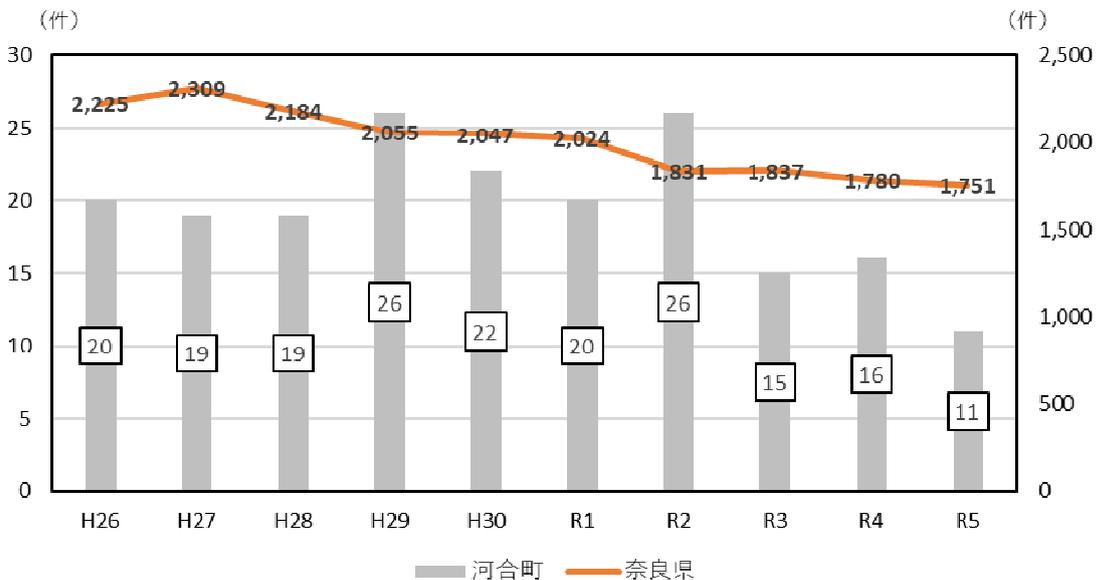
離婚の動向をみると、離婚件数は令和3年から減少傾向となっており、令和5年では11件となっています。

■図表：婚姻数の推移



資料：住民基本台帳人口、人口動態統計

■図表：離婚数の推移



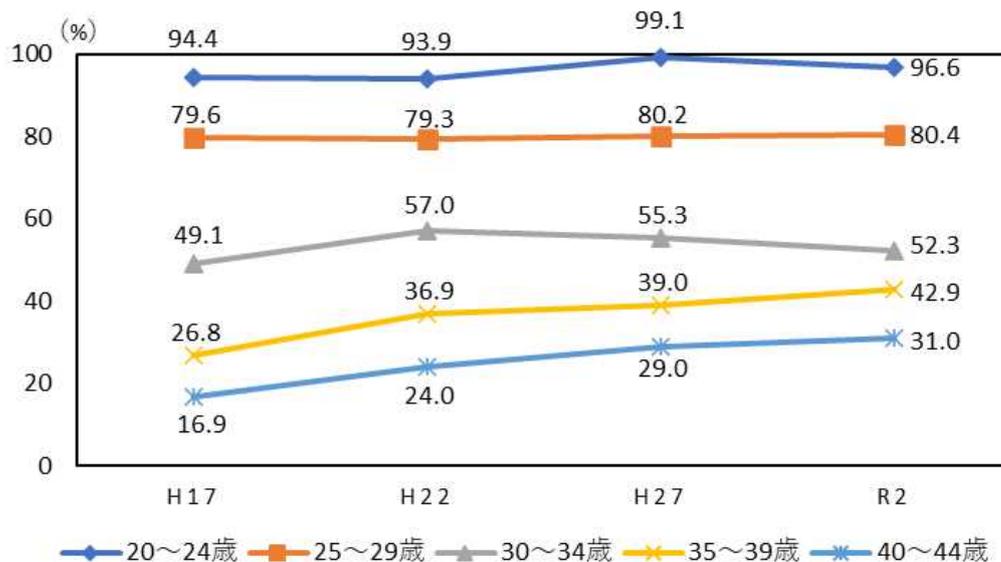
資料：住民基本台帳人口、人口動態統計

② 未婚率の推移

未婚率をみると、男性では、平成22年以降、30～34歳で下降していましたが、35歳以上で依然として上昇しています。女性では、平成22年と令和2年を比較すると、全年齢で上昇しています。

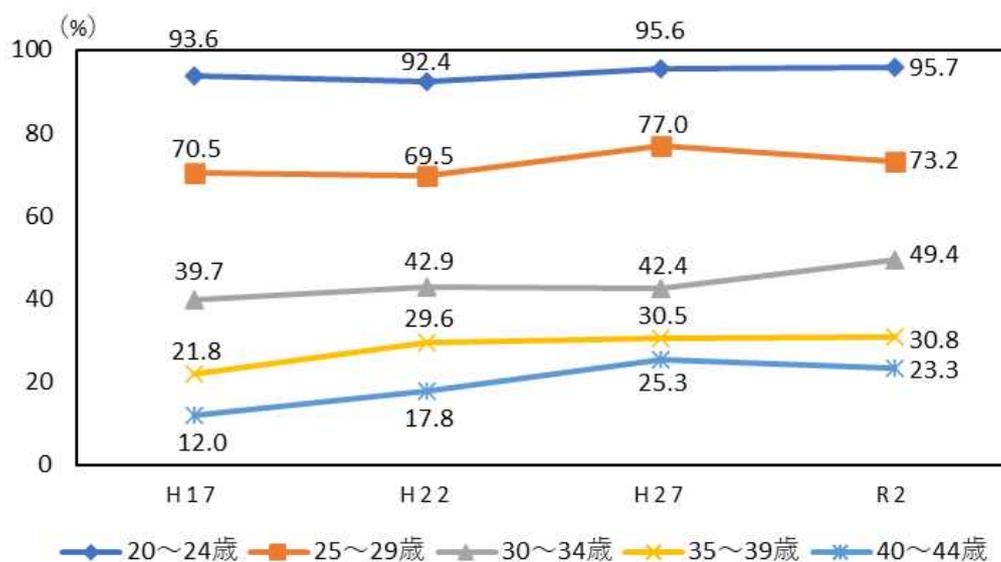
晩婚化、未婚・非婚化は続いています。30歳代で一定数が結婚する傾向はうかがえます。

■図表：男性未婚率の推移



資料：国勢調査

■図表：女性未婚率の推移



資料：国勢調査

## (4) 乳幼児・児童数等の動向

本町の11歳以下の児童数等の動向をみると、年々減少傾向にあり、令和5年現在1,142人となっています。内訳は、0～5歳493人、6～11歳649人となっています。

■図表：乳幼児・児童数等の推移 実績

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
0～5歳(人)	693	662	642	604	567	563	538	502	478	493
6～11歳(人)	842	837	825	803	754	756	715	688	689	649
12～17歳(人)	1,053	1,016	975	929	942	899	882	866	847	824
合計(人)	2,588	2,515	2,442	2,336	2,263	2,218	2,135	2,056	2,014	1,966

資料：住民基本台帳（3月31日現在）

## 2. 家庭や地域の動向

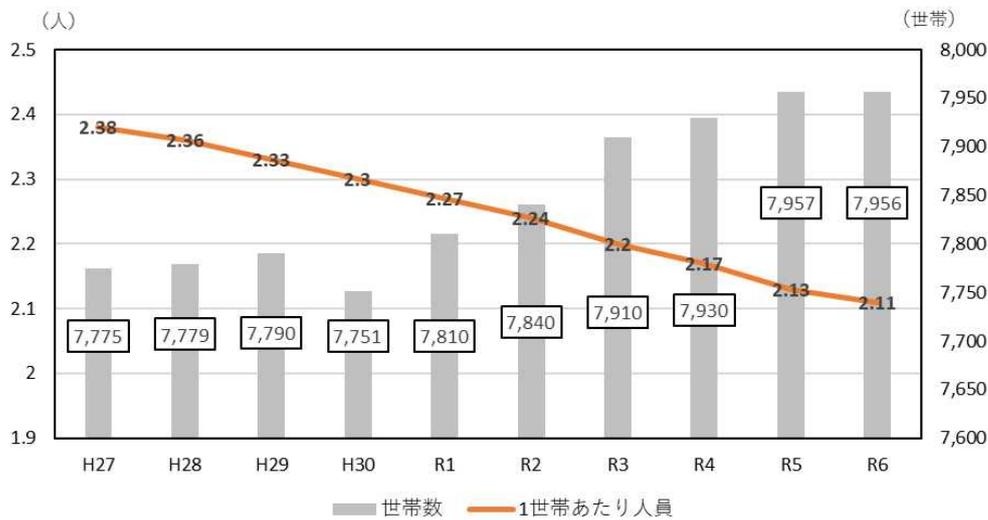
### (1) 世帯の状況

#### ① 世帯の推移

世帯数をみると、平成12年以降は増加傾向にあり、平成22年以降は横ばいで推移しています。人口は微減傾向にあるため、一世帯あたりの人員が減少しています。

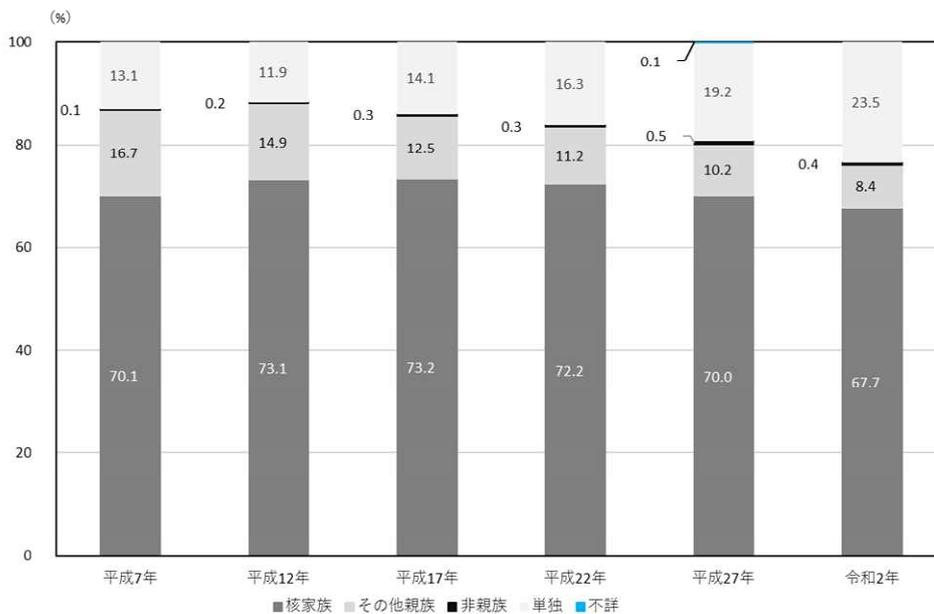
世帯構成をみると、核家族世帯は7割強で推移しており、その他の親族世帯が減少し続ける一方、単独世帯が平成17年以降増加し続けています。

■図表：一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

■図表：世帯構成の推移



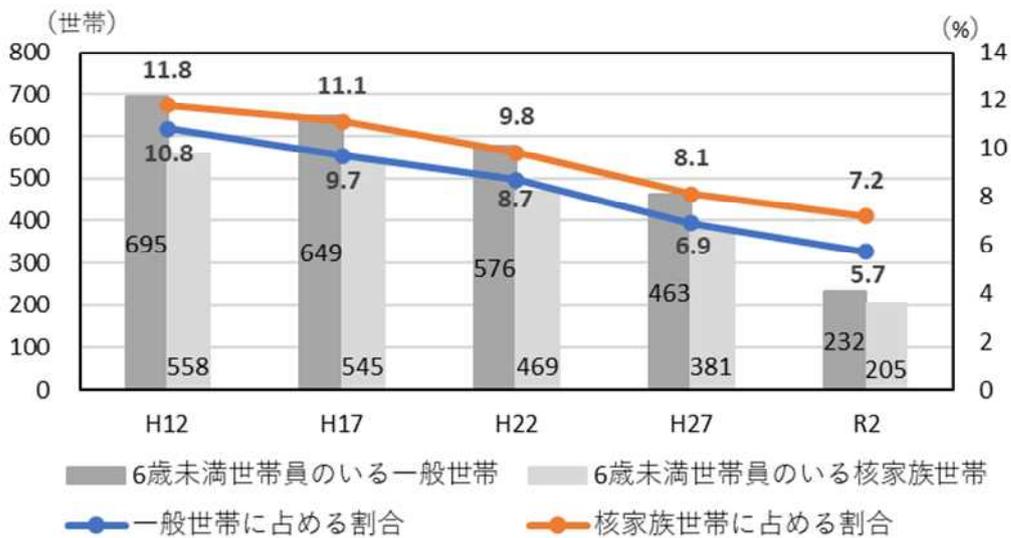
資料：国勢調査

② 子どものいる世帯の推移

6歳未満の世帯員のいる世帯をみると、一般世帯では、世帯数が減少傾向にあり、一般世帯全体に占める割合も低下しています。核家族世帯でも、世帯数、核家族世帯全体に占める割合がともに少なくなっています。令和2年には、6歳未満の子どものいる一般世帯の割合は5.7%となっています。

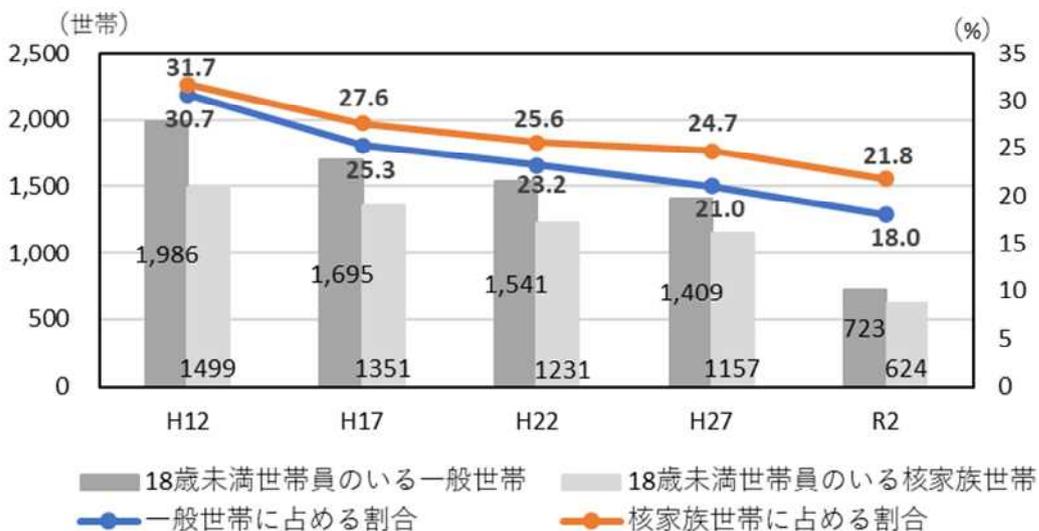
18歳未満の世帯員のいる世帯をみると、一般世帯では、世帯数が減少し続けており、一般世帯全体に占める割合も低下しています。核家族世帯でも、世帯数、核家族世帯全体に占める割合がともに減り続けています。令和2年には、18歳未満の子どものいる一般世帯の割合は18.0%となっています。

■図表：6歳未満世帯員のいる世帯



資料：国勢調査

■図表：18歳未満世帯員のいる世帯

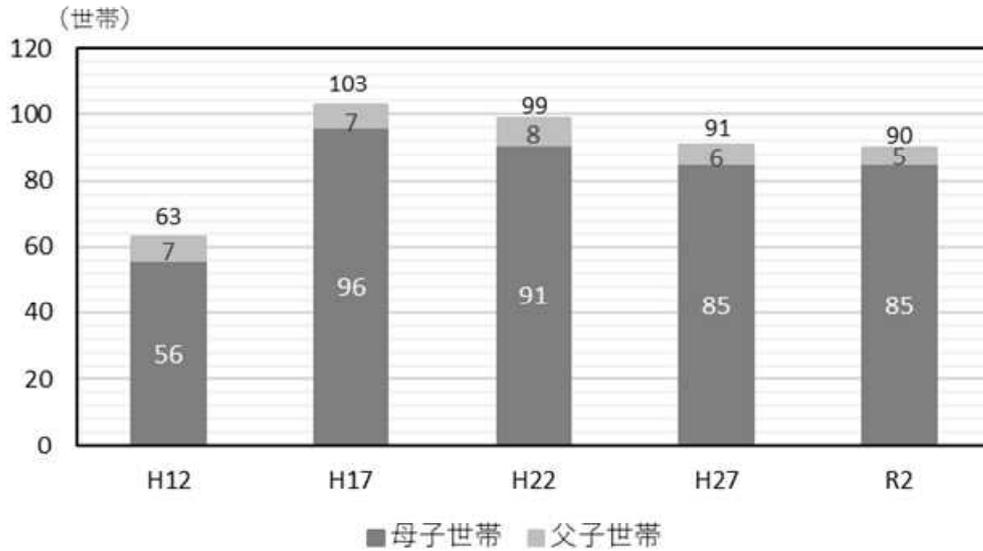


資料：国勢調査

③ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数を見ると、平成17年に大きく増加した後、緩やかな減少傾向にあります。一般世帯数全体に占めるひとり親世帯の割合をみると、奈良県と同様の傾向にありますが、比べると割合はやや低くなっています。

■図表：ひとり親世帯数の推移



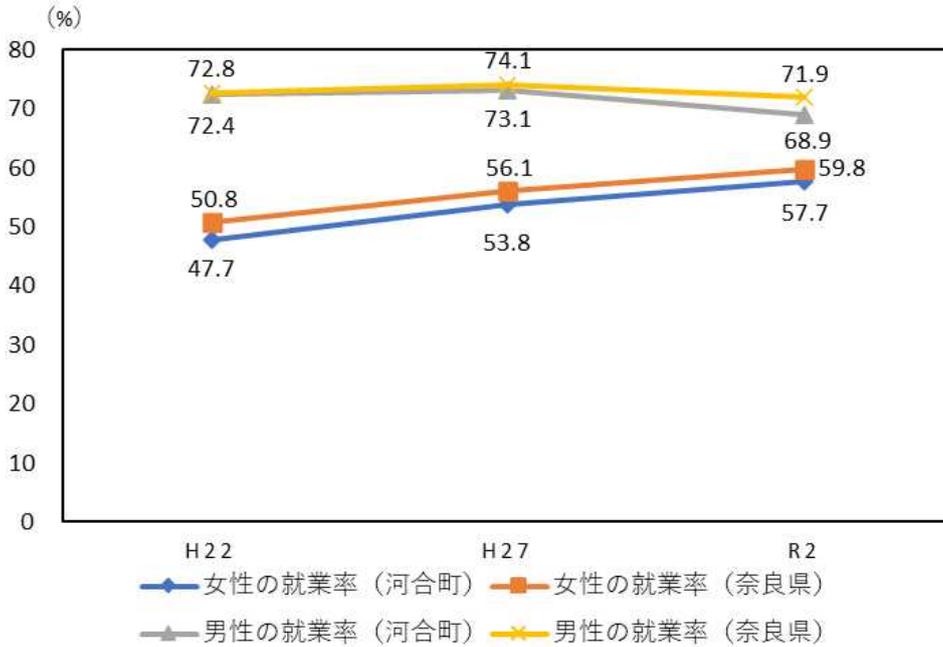
資料：国勢調査

(2) 就労の状況

生産年齢人口の就業率をみると、女性の就業率は、奈良県と同様に上昇していますが、比べると割合はやや低くなっています。

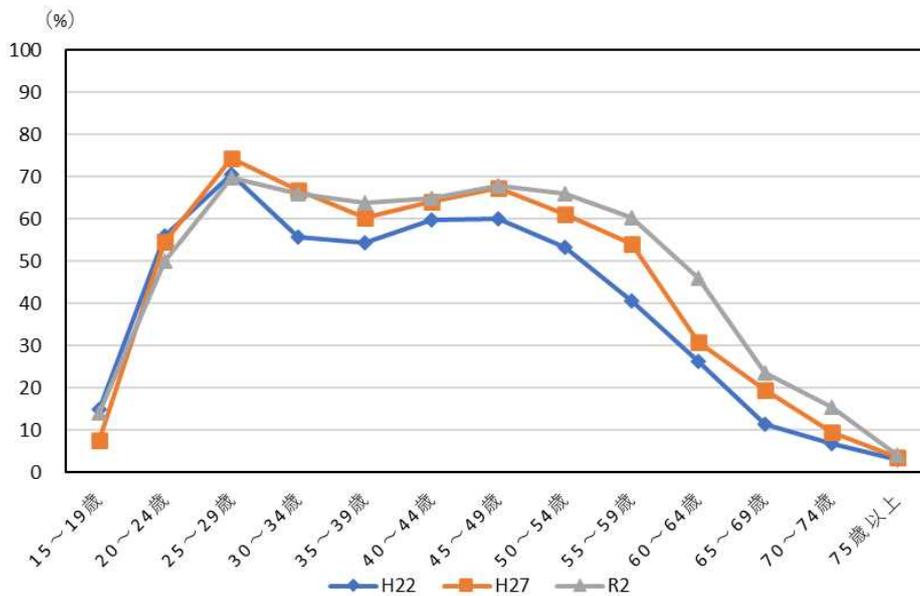
女性の年齢別就業率をみると、35歳以上のいずれの年齢層でも上昇傾向にあります。また、30歳代の子育て期に就業率がいったん横ばいの傾向が見られ以前のようなM字型カーブの傾向はみられなくなっています。出産・育児をしながら働ける環境が整っていることがうかがえます。

■図表：生産年齢人口（15～64歳）の就業率の推移



資料：国勢調査

■図表：女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

### (3) 子どもの貧困（参考）

全国では、子どもの貧困率は、令和3年では11.5%で、約9人に1人が貧困状況にあるとされています。また、子どものいる世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は、令和3年では44.5%となっており、ひとり親世帯では貧困状況になりやすい傾向があります。

■【参考】図表：子どもの貧困率

	平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年	平成 30年	令和 3年
子どもの貧困率（%）	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
うち世帯に大人が一人（%）	58.7	54.3	50.8	54.8	50.8	48.3	44.5

※子どもの貧困率＝貧困線に満たない所得の世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合  
資料：国民生活基礎調査

### 3. 子どもの教育・保育の状況

#### (1) 園児数の推移

幼稚園・保育所入所者数の推移をみると、幼稚園の入所者数が減少し、保育所の入所者数には増加傾向にあります。令和6年度では幼稚園の入所者数が80人、保育所の入所者数が290人となっています。

待機児童数については、以前は0人で推移していましたが、近年若干名の待機児童が出ています。

令和2年4月より町立幼稚園と町立保育所が統合され、町立認定こども園を開園しました。令和6年度では、定員数199名を大幅に超え231人が入所しています。

その他、町内には私立の保育所が1か所あり、定員数は120人に対し入所者数は130人、うち河合町民は97人です。

■図表：園児数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所入所者数（人）	282	277	267	291	300
幼稚園入所者数（人）	122	107	97	91	92
待機児童数（人）	0	0	1	0	3

資料：こども未来課

■図表：施設別の園児数等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町立かがやきの森こども園（人） （定員）	199	199	199	199	199
町立かがやきの森こども園（人） （入所者）	185	186	199	217	231
町立かがやきの森こども園（人） （保育士・教員）	43	42	49	52	50
私立西大和保育園（人） （定員）	120	120	120	120	120
私立西大和保育園（人） （入所者）	114	109	91	86	97
私立西大和保育園（人） （保育士・教員）	23	21	19	21	22

資料：こども未来課

■図表：保育所の年齢別園児数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳（人）	17	17	16	22	16
1歳（人）	50	43	35	37	49
2歳（人）	49	54	51	47	47
3歳（人）	40	54	60	60	59
4歳（人）	62	42	59	66	60
5歳（人）	64	67	46	59	69
合計（人）	282	277	267	291	300

資料：子ども未来課

■図表：幼稚園の年齢別園児数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳（人）	37	27	33	30	30
4歳（人）	44	36	28	33	30
5歳（人）	41	44	36	28	32
合計（人）	122	107	97	91	92

資料：子ども未来課

## （2）児童・生徒数の推移

小中学校の児童・生徒数の推移をみると、小中学校ともに減少傾向にあります。中学校については、私立中学への進学数が増加していることも生徒数が減少している原因の一つと考えられます。

■図表：児童・生徒数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校児童数（人）	700	673	675	635	629
中学校生徒数（人）	402	383	374	336	303

資料：教育委員会

■図表：小中学校別の児童・生徒数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一小学校（人）	242	238	234	223	218
第二小学校（人）	458	435	441	412	411
第一中学校（人）	120	113	121	124	124
第二中学校（人）	282	270	253	212	179

資料：教育委員会

■図表：私立・国立学校へ進学した児童・生徒数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校児童数（人）	2	1	3	1	0
中学校生徒数（人）	16	20	12	17	22

資料：教育委員会

■図表：小学校の学年別児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生(人)	107	107	111	83	89
2年生(人)	116	107	111	111	83
3年生(人)	102	117	106	111	113
4年生(人)	125	103	119	106	115
5年生(人)	118	121	104	120	107
6年生(人)	132	118	124	104	122
総数(人)	700	673	675	635	629

資料：教育委員会

■図表：中学校の学年別生徒数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生(人)	151	118	104	111	86
2年生(人)	115	149	121	104	113
3年生(人)	136	116	149	121	104
総数(人)	402	383	374	336	303

資料：教育委員会

### (3) 教育相談

教育委員会において、いじめや不登校など様々な悩みや問題を抱える児童・生徒や保護者を対象に教育相談を実施しました。令和5年度の相談件数は9件となっています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 教育相談

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談延件数(件)	30	6	11	9	16

資料：教育委員会

### (4) 障がい児支援サービス

障がいのある子どもへの支援サービスとして、放課後等デイサービスについては支給決定人数が増加傾向にあります。

■図表：第2期計画期間の利用実績 児童発達支援

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給決定人数(人)	39	56	56	46	51

資料：福祉政策課

■図表：第2期計画期間の利用実績 放課後等デイサービス

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給決定人数(人)	38	44	55	64	74

資料：福祉政策課

■図表：第2期計画期間の利用実績 保育所等訪問支援

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給決定人数（人）	9	9	16	13	13

資料：福祉政策課

## （5）支援学級の推移

小学校における支援学級の児童は、やや増加傾向にあります。中学校における支援学級の生徒数は、横ばい傾向です。学級数は小学校・中学校ともに横ばい傾向です。

■図表：第2期計画期間の利用実績 支援学級の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校児童数（人）	46	47	60	63	71
小学校学級数（学級）	10	11	12	12	11
中学校生徒数（人）	22	20	22	19	19
中学校学級数（学級）	7	6	5	5	6

資料：教育委員会

## （6）不登校の推移

令和5年度の不登校児童・生徒数は、小学校で15人、中学校で20人となっており、中学校では横ばい傾向となっています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 不登校の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校不登校児童数（人）	5	14	9	15
中学校不登校生徒数（人）	14	20	24	20

資料：教育委員会

## （7）スクールカウンセラーの配置

スクールカウンセラーを中学校区に配置しました。相談件数は300件前後で推移しており、令和5年度で352件となっています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 スクールカウンセラーの配置

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延相談件数（件）	337	270	237	352	236
配置人数（人）	2	2	2	2	2

資料：教育委員会

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の状況

### (1) 利用者支援

#### 【事業の概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協同の体制づくり等を行う。

旧子育て世代包括支援センターと現こども家庭センターで、子育て相談、交流会の開催、子育て情報の提供などを図りました。

■図表：第2期計画期間の利用実績 利用者支援の利用者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延相談回数（回）	21	99	79	199	124

資料：子育て健康課

### (2) 地域子育て支援拠点事業 等

#### 【事業の概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

つどいの広場については、1か所で実施しており、令和5年度の利用者数は1,346人、実施回数は367回となっています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 つどいの広場事業の利用者数・実施回数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数（人）	892	329	1,216	1,346	1,249
実施回数（回）	135	99	384	367	380

資料：子育て支援センター

(3) 妊婦健康診査 等

【事業の概要】：妊婦に対する健康診査

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。

妊婦健康診査については、令和5年度では受診実人員が108人となっています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 妊娠届出数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数（人）	62	65	67	76	54
初妊婦数（人）	28	35	34	32	17

資料：保健センター

■図表：第2期計画期間の利用実績 妊婦一般健康診査の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実人員（人）	100	100	109	108	98
受診延人員（人）	724	778	731	856	707
健診助成回数（回）	1,400	1,400	1,526	1,512	1,372

資料：保健センター

乳幼児健康診査については、4種類の健診を実施しており、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診については、いずれも受診率は97%以上で推移しています。

この他、母子保健事業として、下記の各教室や相談事業にも取り組んでいます。

■図表：第2期計画期間の利用実績 4か月児健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数（人）	69	64	70	64	72
受診者数（人）	69	64	70	64	70
受診率（%）	100	100	100	100	97.2
フォロー率（%）	6.9	25.0	38.5	51.5	71.4

※フォロー率＝健診後に経過観察を要する児童の比率

資料：保健センター

■図表：第2期計画期間の利用実績 1歳6か月児健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数（人）	94	91	76	78	59
受診者数（人）	94	91	76	76	59
受診率（%）	100	100	100	97.4	100
フォロー率（%）	9.4	21.9	51.3	67.9	59.3

資料：保健センター

■図表：第2期計画期間の利用実績 虫歯予防検診（歯科検診）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数（人）	79	92	99	86	98
受診者数（人）	45	60	77	67	72
受診率（%）	57.0	65.2	77.8	77.9	73.4
フォロー率（%）	0	3.3	1.3	2.9	12.5

資料：保健センター

■図表：第2期計画期間の利用実績 3歳6か月児健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数（人）	97	100	81	100	81
受診者数（人）	97	98	81	98	79
受診率（%）	100	98	100	98	97.5
フォロー率（%）	12.3	21.4	32.0	53.0	67.0

資料：保健センター

■図表：第2期計画期間の利用実績 マタニティプチサロン

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数（回）	6	6	6	6	6
参加人数（人）	3	2	10	5	15

資料：保健センター

■図表：第2期計画期間の利用実績 離乳食教室

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数（回）	4	4	3	6	6
参加人数（人）	31	14	18	40	45

資料：保健センター

■図表：第2期計画期間の利用実績 発達相談

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人員（人）	29	77	52	68	65
延人員（人）	64	86	65	77	95

資料：保健センター

■図表：第2期計画期間の利用実績 子育てママ食育教室

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数（回）	—	—	—	—	1
参加人数（人）	—	—	—	—	10

※令和2年度～5年度はコロナ禍のため中止 資料：保健センター

■図表：第2期計画期間の利用実績 乳児相談

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数（回）	23	23	23	24	23
参加人数（人）	132	139	124	156	135

資料：保健センター

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業については、全戸訪問が基本となっています。直近5年間では、訪問可能な対象者すべてを訪問し、場合によっては複数回の訪問を実施しています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数(人)	60	62	73	65	56
延訪問数(人)	112	168	93	109	75

資料：保健センター

## (5) 養育支援訪問事業

### 【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業について、第2期計画期間中に事業としては実施していませんでしたが、支援が必要な家庭へ訪問等は実施しています。

また、児童虐待の延べ認知件数は約40～50件で推移し、令和5年度では45件となっています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 児童虐待認知件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待認知延件数(件)	48	50	44	45	37

資料：子育て健康課

## (6) 産後ケア事業

### 【事業の概要】

助産所や対象者の居宅において、助産師等が中心となり、母親の身体回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児を支援することを目的とします。

令和2年度から始まり、年々対象者の要件が緩和され利用者が増加していきました。

■図表：第2期計画期間の利用実績 産後ケア

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数(人)	0	0	8	10	23

資料：子育て健康課

## (7) 子育て短期支援事業

### 【事業の概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

ショートステイについては、斑鳩町の「いかるが園」と契約し受け入れ体制を整えていました。  
トワイライトステイについては、希望があれば施設と契約できる体制を整えていましたが、第2期計画期間は希望がなく実施しませんでした。

■図表：第2期計画期間の利用実績 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	0	0	0	0	0
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

資料：子育て健康課

■図表：第2期計画期間の利用実績 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	0	0	0	0	0
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0

資料：子育て健康課

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

### 【事業の概要】

育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、世話をしたい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです。

ファミリー・サポート・センターについては、第2期計画期間には設置しませんでした。

## (9) 子育て世帯訪問支援事業

### 【事業の概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

令和5年度から新たに始まった事業です。

■図表：第2期計画期間の利用実績 子育て世帯訪問支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用時間（人）	-	-	-	21	1

資料：子育て健康課

## (10) 一時預かり事業

【事業の概要】 幼稚園型（対象：1号認定及び幼稚園児）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、通常の幼稚園教育時間の終了後、園児を預かる事業です。

【事業の概要】：一般型（対象：未就園児）

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

一時預かり事業については、年度によって増減があります。令和5年度の延べ利用人数は幼稚園型と一般型を合わせると1,449人で、前年度を大きく上回っています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 一時預かり事業（幼稚園型）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	1,140	1,576	1,196	1,119	1,198
実施か所数（か所）	5	5	4	3	5

資料：こども未来課

■図表：第2期計画期間の利用実績 一時預かり事業（一般型）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	117	42	246	330	214
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

資料：こども未来課

## (11) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

延長保育については、2か所で実施し、令和5年度の実利用人数は127人となっています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用人数（人）	115	134	142	127	122
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

資料：こども未来課

## (12) 病児・病後児保育事業

### 【事業の概要】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

病児・病後児保育事業については、病児保育は「【ぞうさんのおうち】土庫こども診療所」（大和高田市）、病後児保育は「こどもの森阪手保育園」（田原本町）にそれぞれ委託しています。延べ利用人数は1～2人程度で推移しています。

■図表：第2期計画期間の利用実績 病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	2	2	0	1	16
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

※病児保育：【ぞうさんのおうち】土庫こども診療所（大和高田市）

※病後児保育：こどもの森阪手保育園（田原本町）

資料：こども未来課

## (13) 放課後児童健全育成事業

### 【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童が、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用するものです。

学童保育については2か所で実施しています。利用人数は5年間で30人程度増加しており、令和6年度176人となっています。このうち136人が低学年の利用です。

■図表：第2期計画期間の利用実績 学童保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生（人）	39	48	53	39	49
2年生（人）	46	39	42	51	38
3年生（人）	33	32	29	40	49
4年生（人）	16	12	20	22	31
5年生（人）	8	7	5	10	5
6年生（人）	2	4	2	3	4
低学年（人）	118	119	124	130	136
高学年（人）	26	23	27	35	40
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

資料：子育て健康課

## 5. ニーズ調査の概要

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

子ども・子育て支援法に規定される「子ども・子育て支援事業計画」に関して、住民の子育てに関する現状やニーズ、意見などを把握し、第3期計画の各施策に反映するために、アンケート調査を実施しました。

#### ② 実施期間と調査方法

令和6年1月23日（火）から2月9日（金）にかけて実施し、調査票を、こども園、保育園、小学校を通じて保護者への直接配布及び郵送により配布し、こども園、保育園、小学校を通じて直接回収及び郵送により回収しました。

#### ③ 実施対象と回収状況

就学前児童（0歳から小学校に入学するまでの子ども）の保護者375人、小学生児童（小学生）の保護者528人を、無作為抽出により調査対象としました。

■図表：回収結果

	配布数（件）	回収数（件）	無効票数（件）	有効回収数（件）	有効回収率（%）
就学前児童	375	252	0	252	67.2
小学生児童	528	362	0	362	68.6

#### ④ 調査結果の表示方法

○集計結果の百分率（%）は、小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。

○複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常100.0%にはなりません。

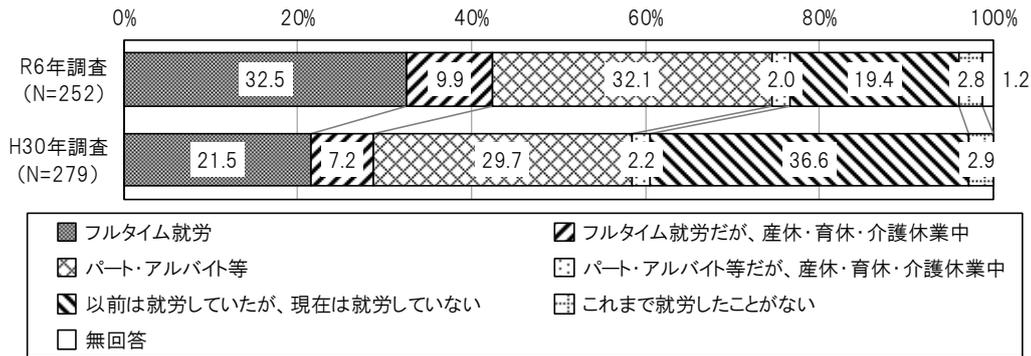
○設問ごとの集計母数は、図表中に「N=\*\*\*」と表記し、クロス集計の図表では、集計区分ごとの集計母数を「N=\*\*\*」と表記しています。

(2) ニーズ調査結果の概要

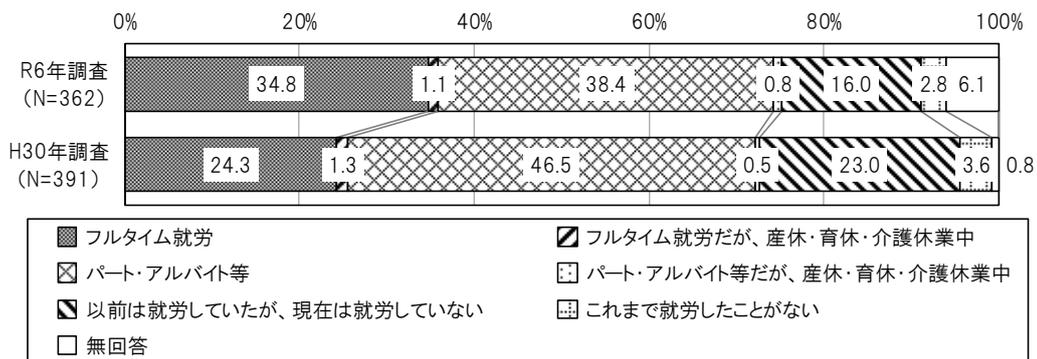
① 保護者の就労状況

- 前回調査より母親の就労が増加しており、就労していない母親が減少しています。
- 休業中を含めフルタイム就労が増加し、産休・育休・介護休暇も取得しやすい環境が整ってきていると思われます。女性活躍推進の影響がうかがわれます。

■図表：【就学前】母親の就労状況



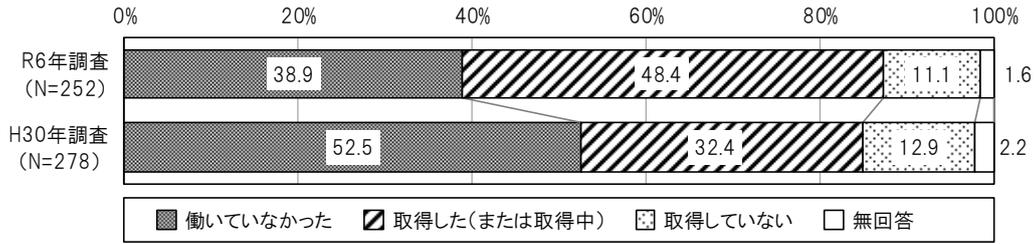
■図表：【小学生】母親の就労状況



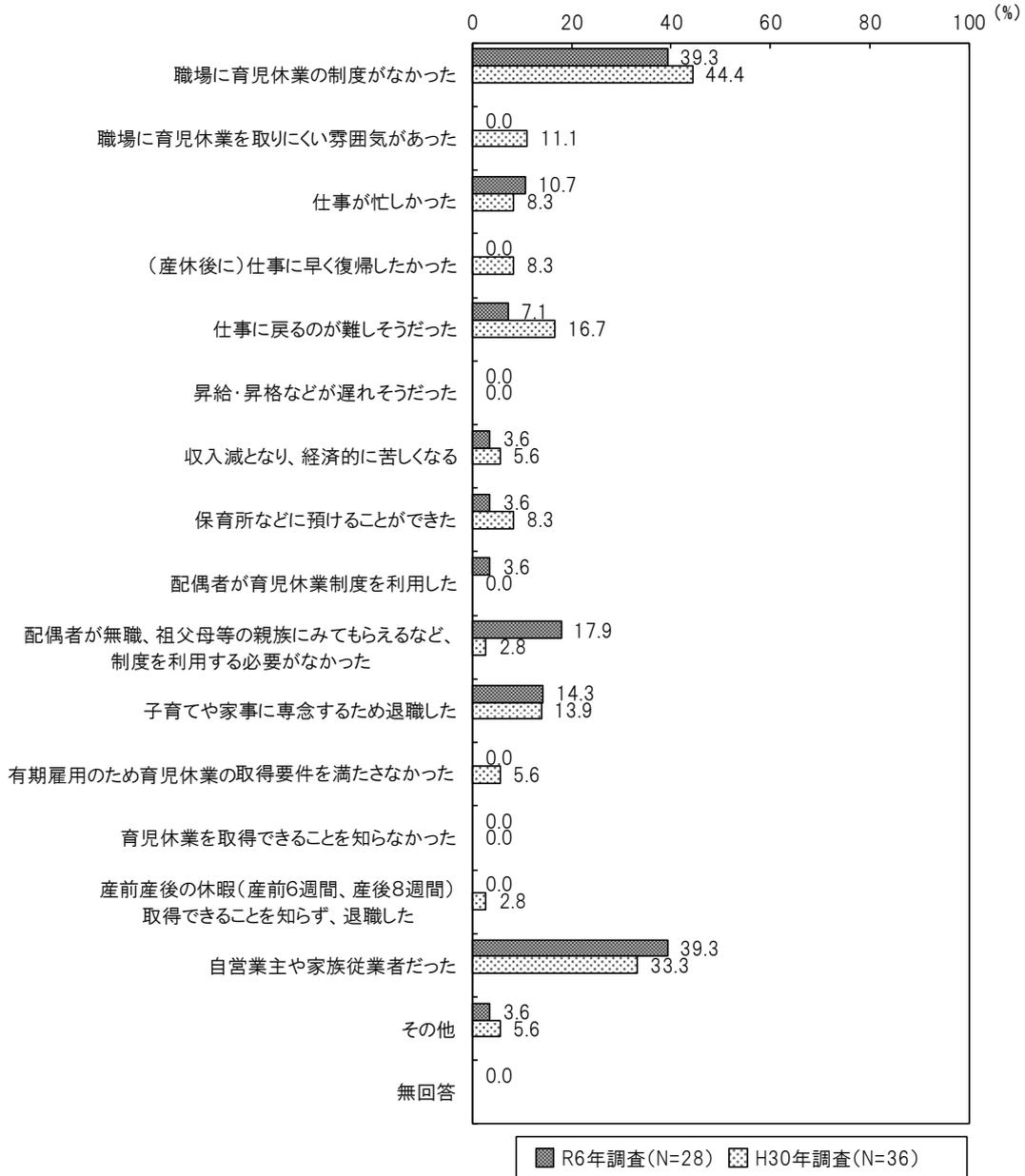
② 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した母親は5割弱で、前回調査に比べて増えています。
- 働いていなかった母親は前回調査に比べて減っており、母親の就労の増加との関連性がうかがえます。
- 母親が育児休業を取得しなかった理由は、職場に育児休業の制度がなかったことが多くなっています。前回調査に比べて減っていますが、職場環境整備の遅れがうかがえます。
- 前回調査に比べて、子育てや家事に専念するため退職した母親が減っています。
- 前回調査に比べて、制度を利用し父親が増加しています。男性も育児休業を取得しやすい環境が少しずつ整ってきていることをうかがえます。
- 父親が育児休業を取得しなかった理由は、仕事が忙しかったことが最も多く、配偶者が制度を利用した、配偶者が無職、祖父母等に親族をみてもらえたなど利用する必要がなかった、も多く挙げられています。

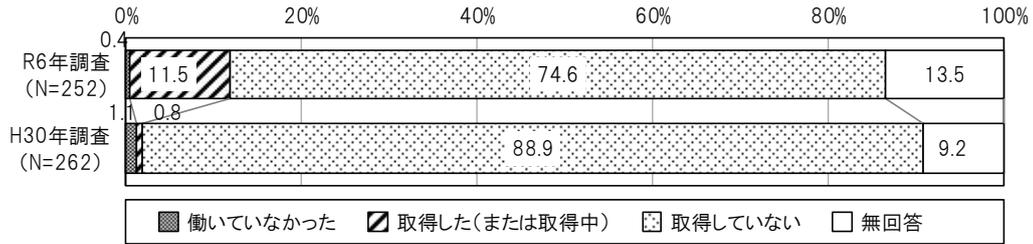
■図表：【就学前】母親の育児休業の取得



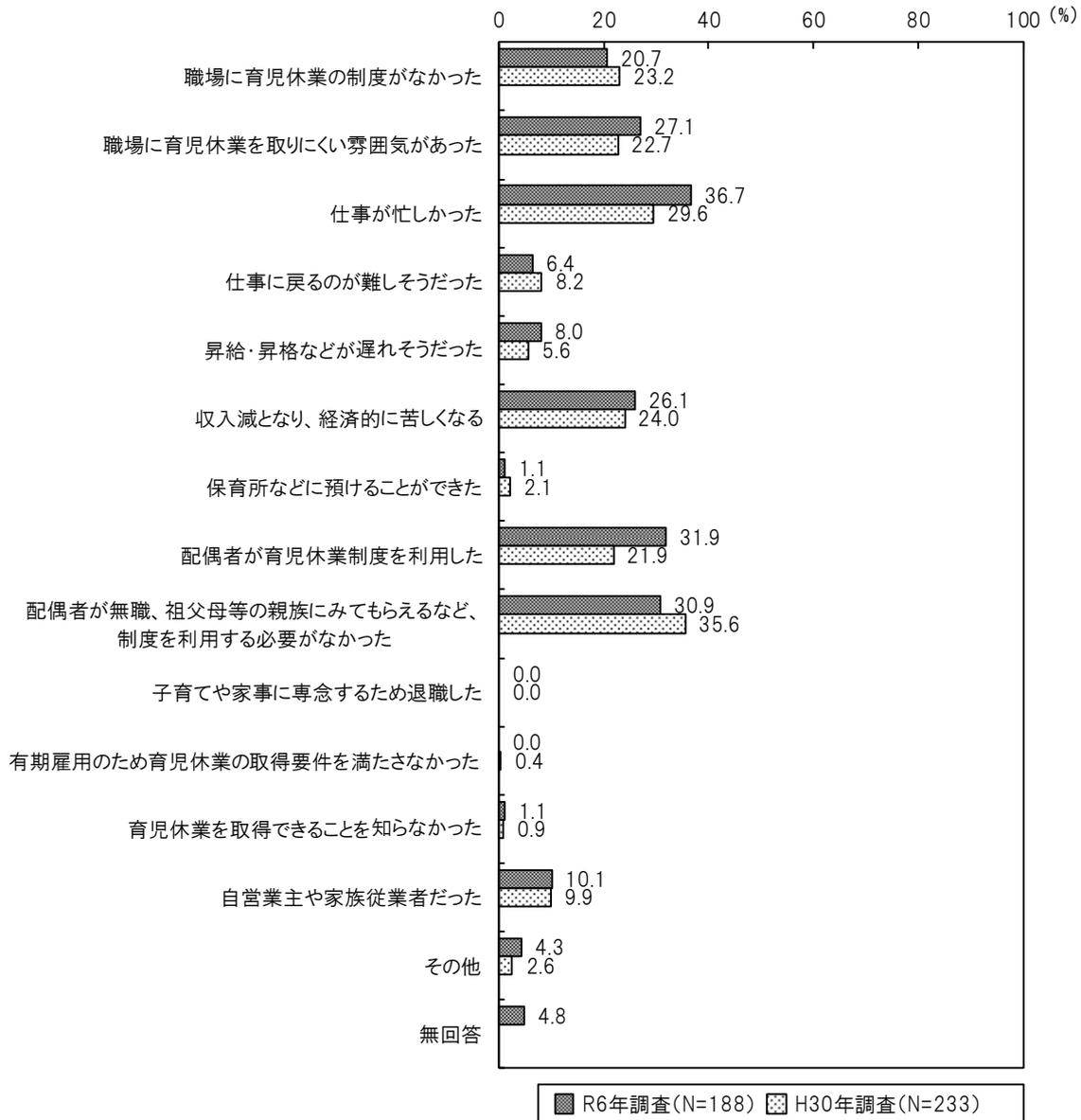
■図表：【就学前】母親の育児休業を取得していない理由（複数回答）



■図表：【就学前】父親の育児休業の取得



■図表：【就学前】父親の育児休業を取得していない理由（複数回答）



③ 平日の教育・保育の利用状況

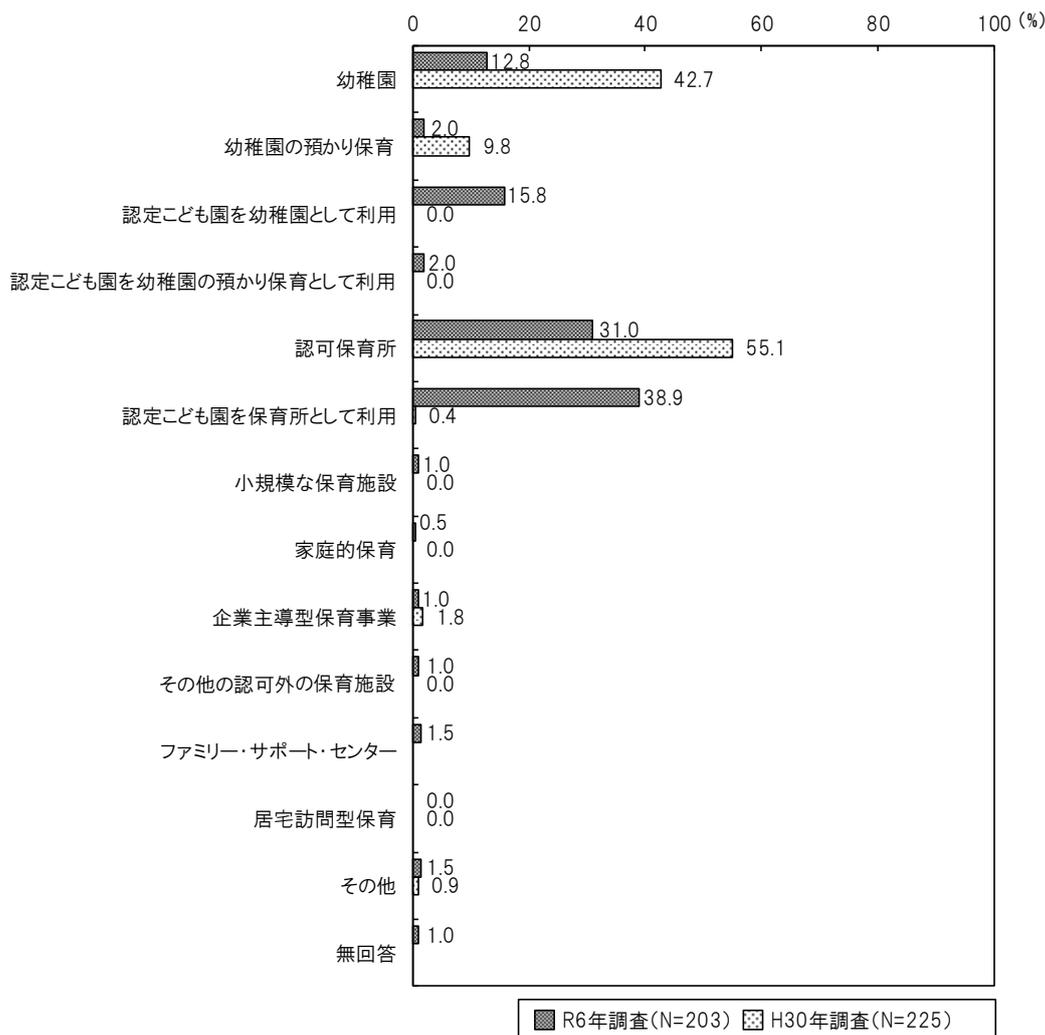
○平日の教育・保育事業を利用している人のうち3割弱がこども園を含む幼稚園、7割弱がこども園を含む認可保育所を利用しています。

○前回調査に比べて保育所の利用が増え、幼稚園の利用が減っています。

○両親ともに就労する家庭が増えたため、保育所を利用する家庭が増えたことを表しています。

○幼稚園の預かり保育が減った理由も、保育所を利用する家庭が増えたことを表しています。

■図表：【就学前】平日の教育・保育利用状況（複数回答）

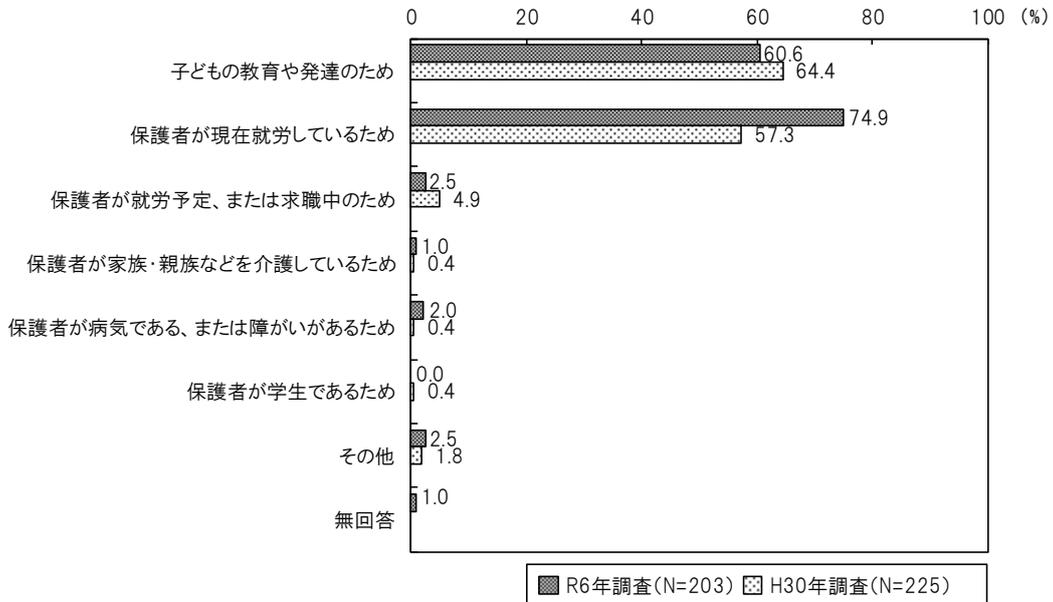


④ 定期的に幼稚園・保育所を利用している理由

○保護者の就労しているためが増え、前回調査に比べ大幅に増加しています。

○子どもの教育や発達のためを選んだ方も多くなっていますが、前回調査に比べ少し減っています。

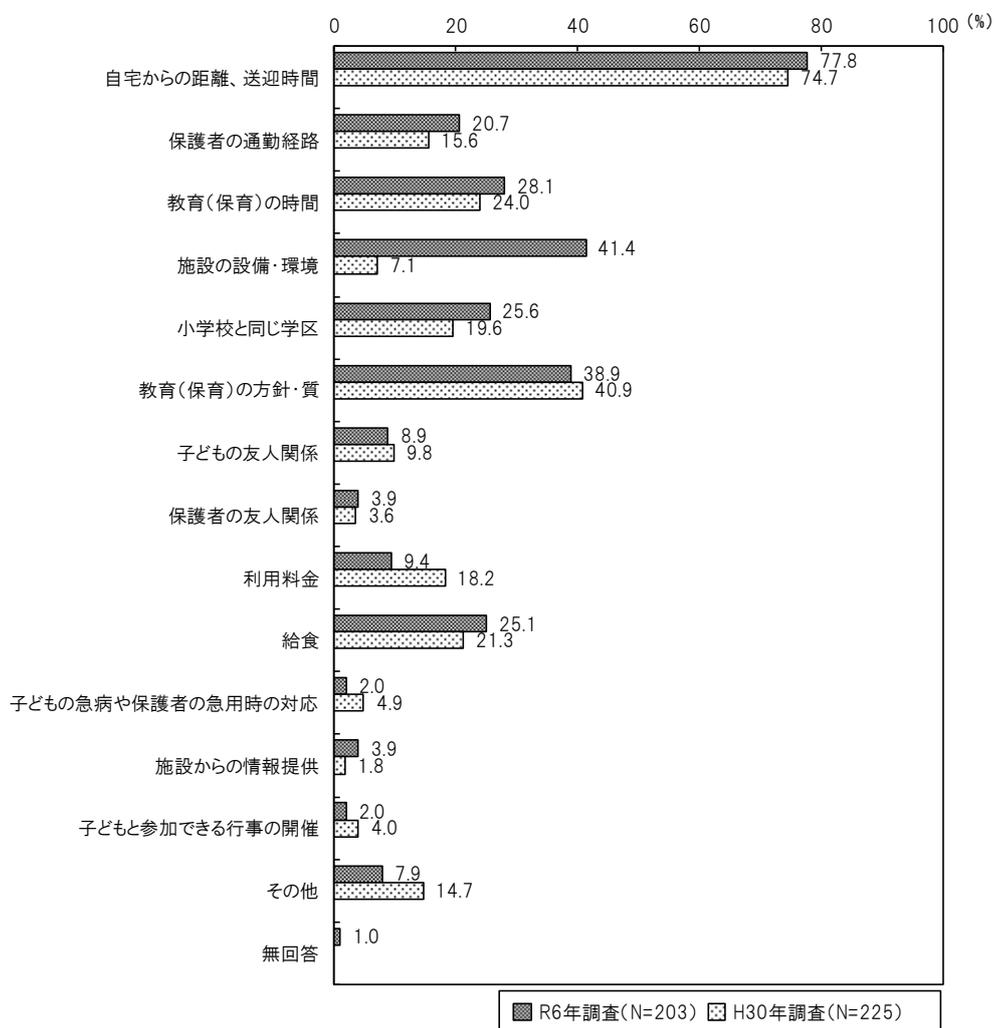
■図表：【就学前】平日に定期的に幼稚園・保育所を利用している理由（複数回答）



⑤ 現在の施設を選んだ理由

- 現在利用している施設を選んだ理由は、「自宅からの距離、送迎時間」が8割弱で最も多く、「施設の設備・環境」(4割強)、「教育(保育)の方針・質」(4割弱)も多く挙げられています。
- 自宅からの距離や送迎が、一番の選択ポイントとなっており、利用者にとって利便性の高い施設を選ぶ傾向がうかがえます。
- 特に保育所を選択される方は、限られた時間で効率よく子どもを送迎しなければならないので、自宅からの距離や送迎が施設の選択ポイントとなっています。
- 「施設の設備・環境」が増加しているのは、令和2年に開設されたかがやきの森こども園を選ばれたことによるものとうかがえます。

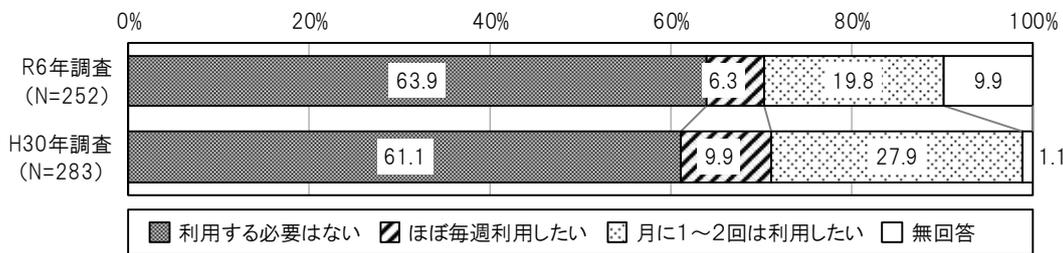
■図表：【就学前】現在の施設を選んだ理由（幼稚園等・保育所等）（複数回答）



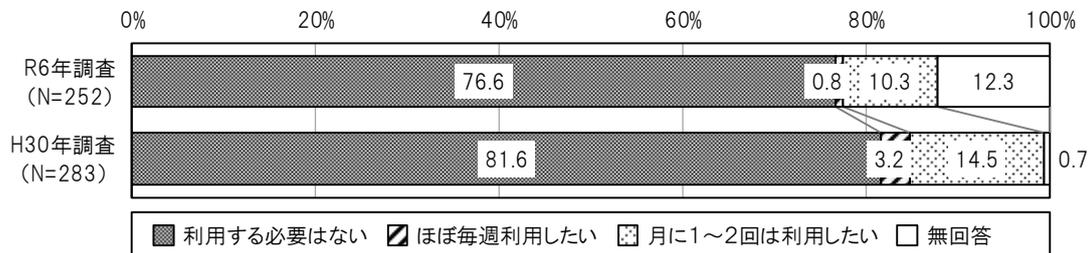
⑥ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

- 土曜日に月1回以上の頻度で定期的な教育・保育を利用したい人は、3割弱となっています。
- 日曜日・祝日に月に1回以上の頻度で定期的な教育・保育を利用したい人は、1割強となっています。
- 長期休暇中に週に数日以上の頻度で幼稚園等を利用したい人は、前回調査と比較して増えています。
- 土曜・休日にたまに利用したい理由としては、月に数回仕事が入るためが多くなっています。長期休暇中にたまに利用したい理由は、買い物等の用事をまとめて済ませるためが一番多くなっています。

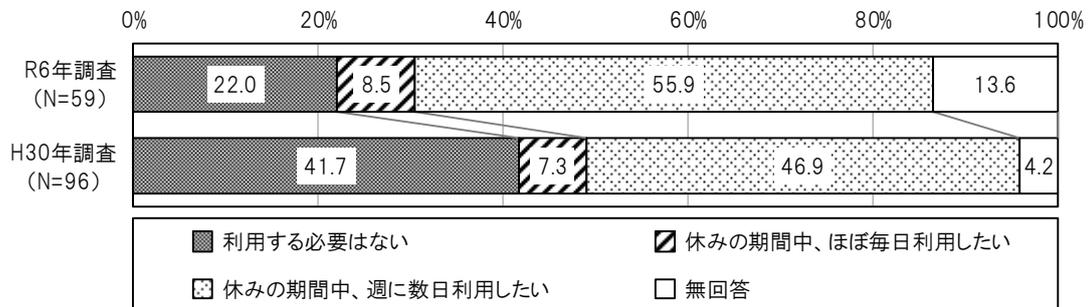
■図表：【就学前】土曜日の定期的な利用希望



■図表：【就学前】日曜日・祝日の定期的な利用希望



■図表：【就学前】長期休暇中の利用希望



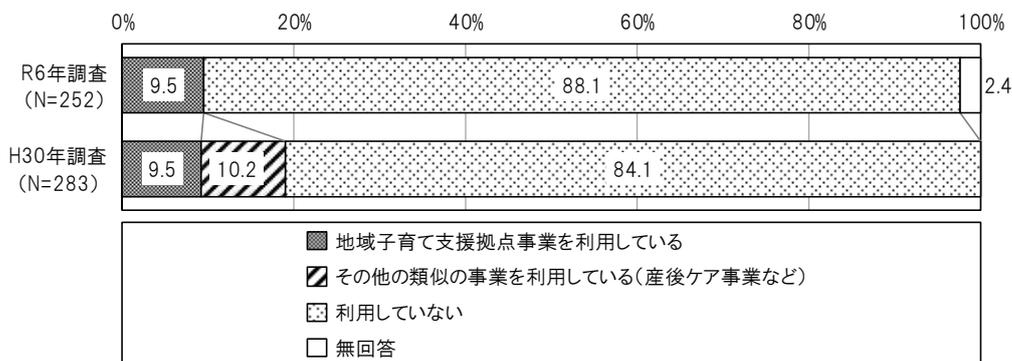
⑦ 地域子育て支援事業の利用

○約1割の人が地域子育て支援拠点事業等を利用しています。

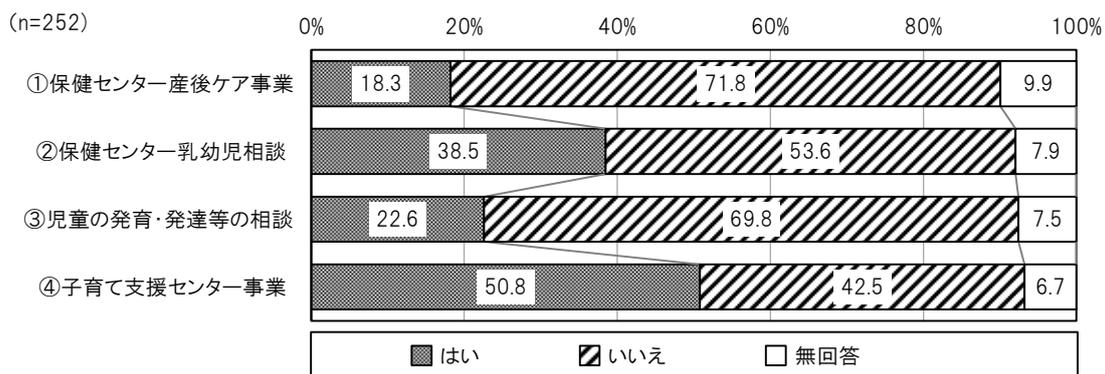
○約5割の方がつどいの広場を利用したことがあると回答しています。

○産後ケア事業を利用したことがある方も2割弱となっていますが、今後の利用意向は5割強となっています。

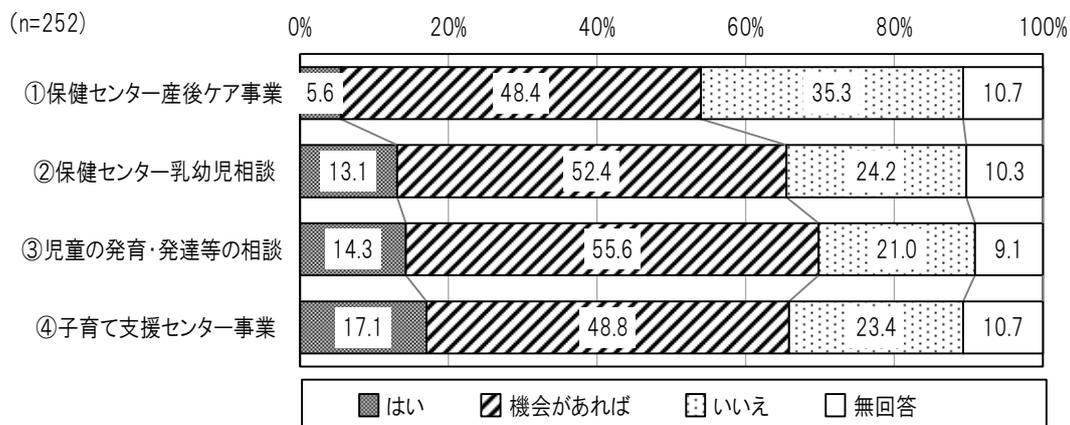
■図表：【就学前】地域子育て支援事業の利用状況（複数回答）



■図表：【就学前】子育て支援事業の利用経験



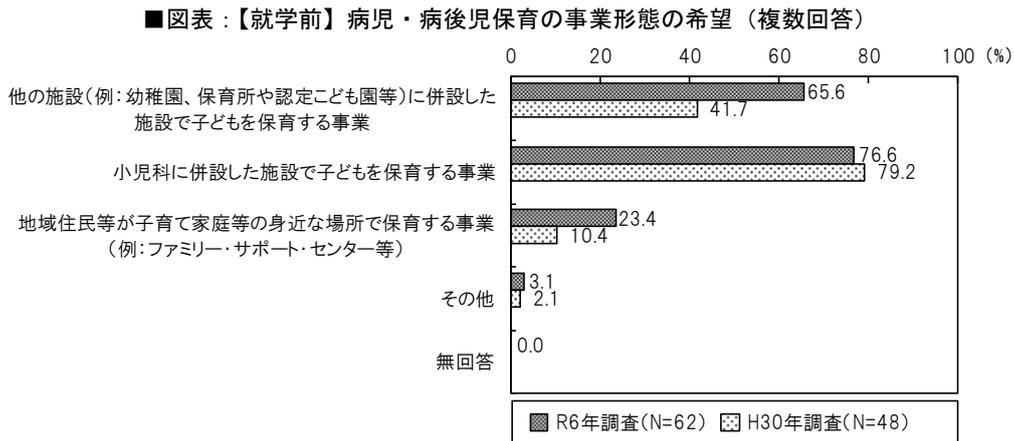
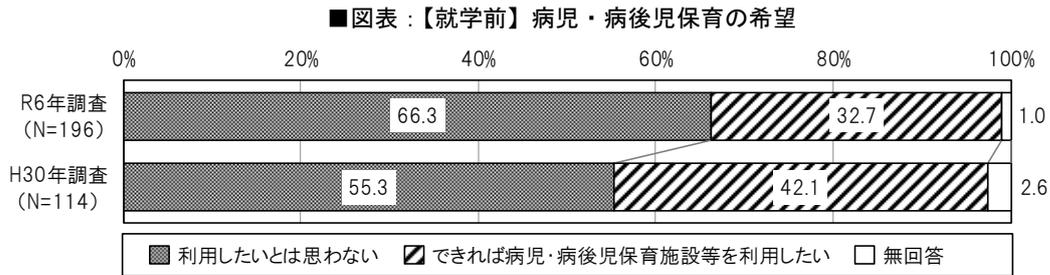
■図表：【就学前】子育て支援事業の今後の利用意向



※児童の発育・発達等の相談（旧子育て世代包括支援センター）  
子育て支援センター事業（つどいの広場等）

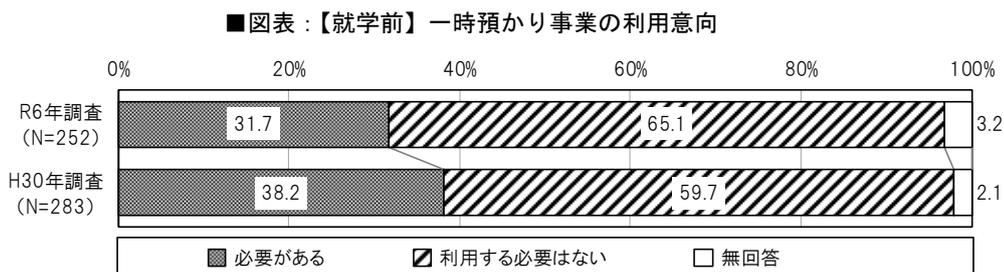
⑧ 病児・病後児保育の希望

○将来に病児・病後児保育を利用したい人は3割強で、前回調査に比べて少し減っています。  
 ○利用を望まない割合は7割弱で、同居・近居の祖父母等の親族がいることなどが考えられます。  
 ○利用を希望する施設は、小児科に併設した施設が約8割で最も多くなっています。また、ファミリー・サポート・センターのように地域住民等が身近な場所で保育する事業を希望する方も増加しています。

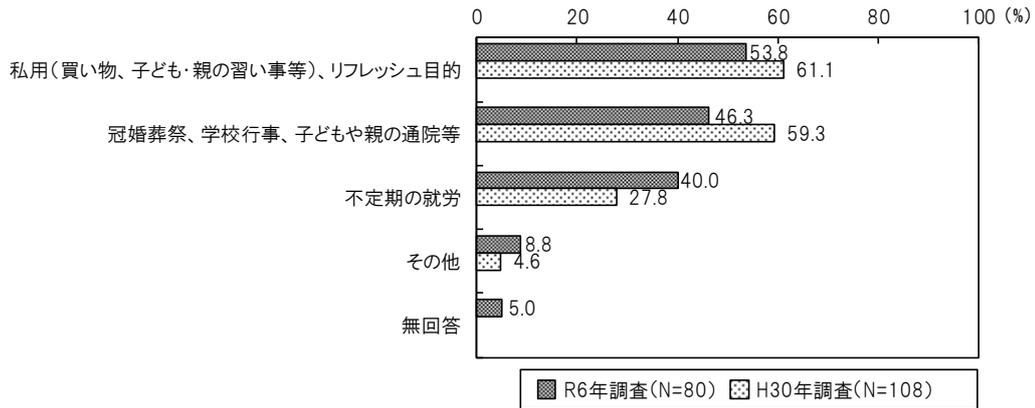


⑨ 一時預かり事業の利用意向

○今後、一時預かり事業を利用したい人は3割強で、前回調査に比べて減っています。  
 ○前回調査に比べて、私用・リフレッシュ目的や冠婚葬祭・学校行事での利用は減りましたが、不  
 定期的な就労が増えています。こちらでも保護者が就労していることがうかがえます。



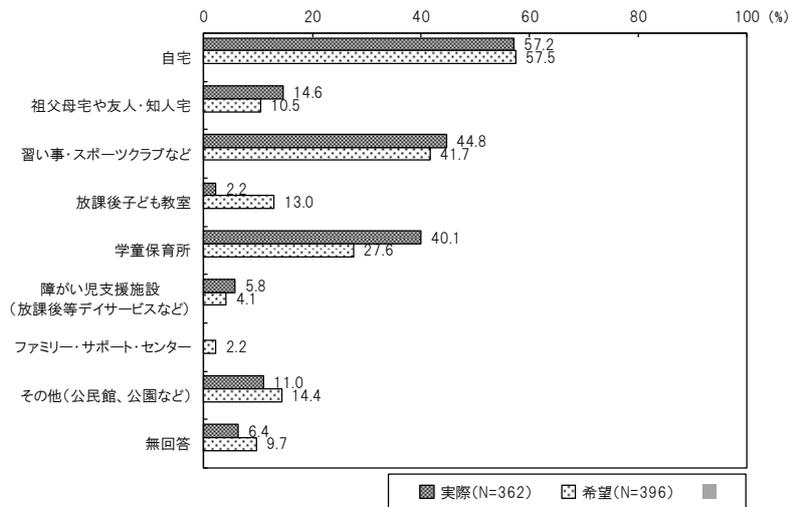
■図表：【就学前】一時預かり事業の利用目的（複数回答）



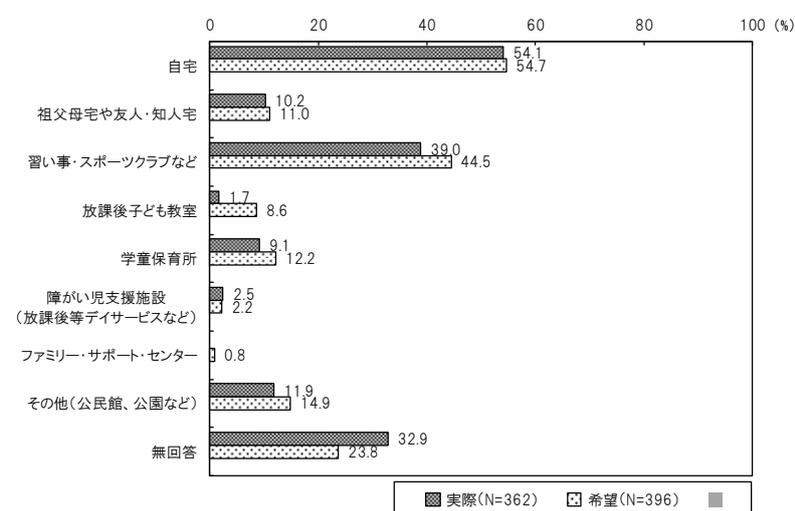
⑩ 放課後の過ごし方の実際と希望

○低学年では「学童保育所」の割合が希望で3割弱、実際には4割との差があります。  
 ○学童保育を選択するだけでなく、放課後子ども教室の利用や習い事等を希望する家庭も多く、低学年、高学年ともに5割強となっています。単純に放課後を家庭的な雰囲気ですっきり過ごすのではなく、何か目的をもって過ごしてもらいたいという保護者の気持ちがあがります。

■図表：【小学生】放課後の過ごし方の実際と希望（1～3年生）（複数回答）



■図表：【小学生】放課後の過ごし方の実際と希望（4～6年生）（複数回答）



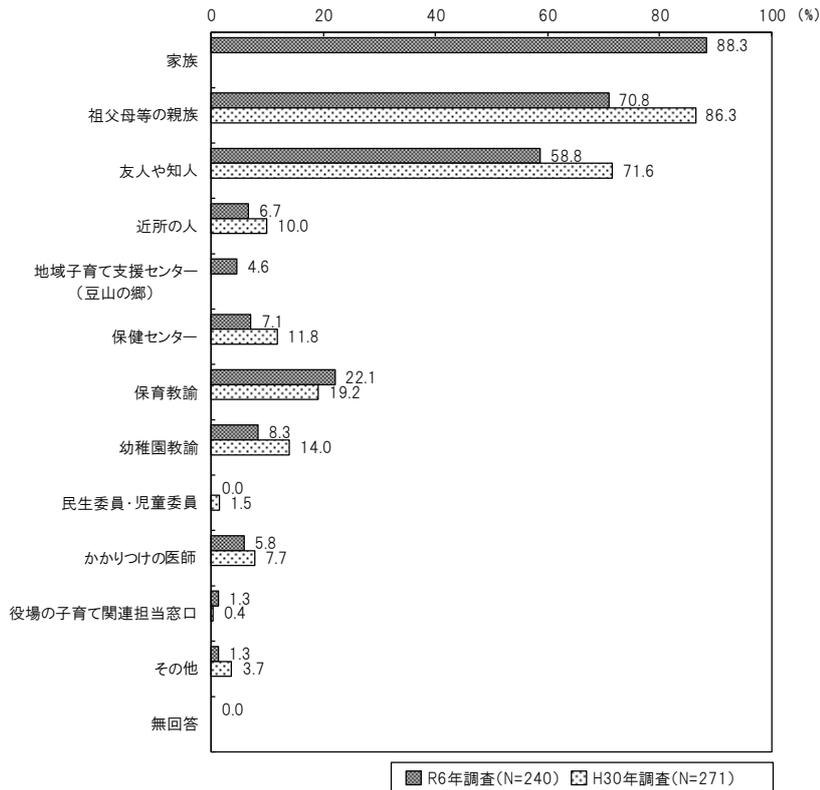
⑪ 子育ての相談先

○就学前、小学生ともに家族や祖父母等の親族が圧倒的に多い傾向にあります。

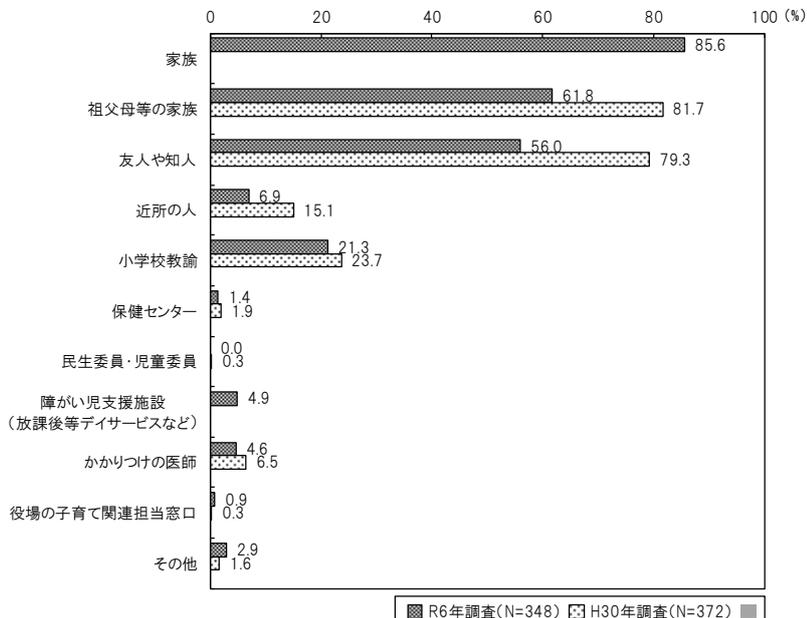
○その他では年齢に応じて関わる機関に相談されています。身近な保育所、幼稚園、学校等で相談されるようです。

○役場の担当窓口や、地域子育て支援センターに相談する人がきわめて少なくなっています。今後、相談しやすい体制の周知を図る必要があります。

■ 図表：【就学前】気軽に相談できる人（複数回答）



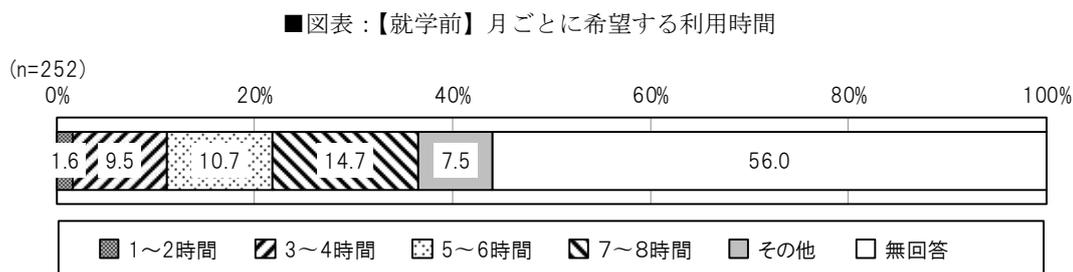
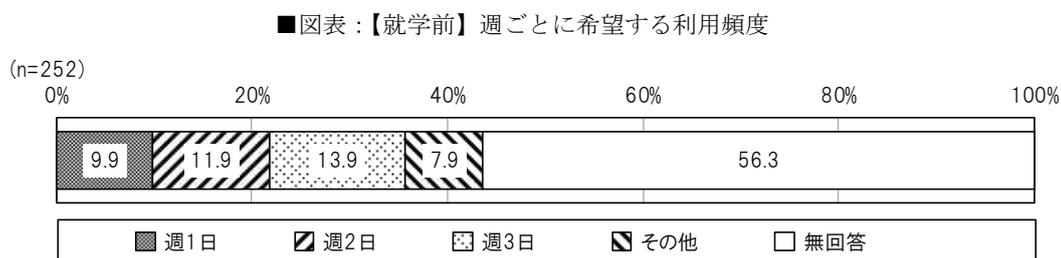
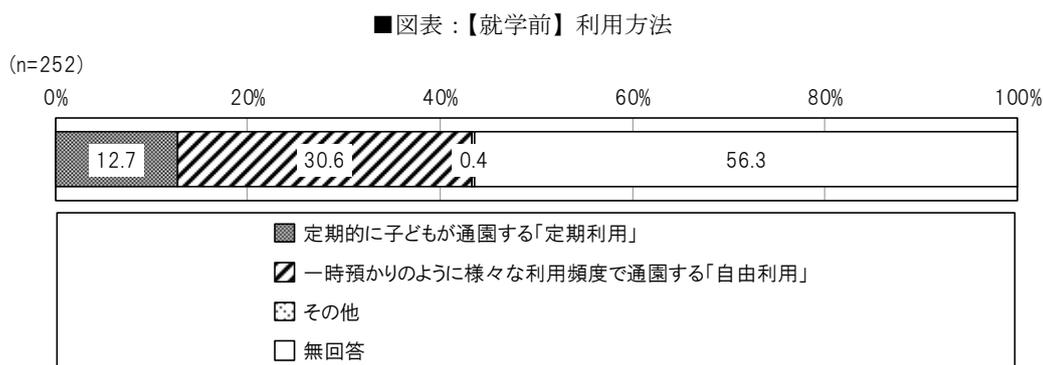
■ 図表：【小学生】気軽に相談できる人（複数回答）



⑫ こども誰でも通園制度（仮称）の希望

※こども誰でも通園制度：国が創設をめざす「こども誰でも通園制度（仮称）」は、親が就労していなくても時間単位などで、子ども（生後6か月から3歳未満児）を保育所などに預けられる事業です。利用時間は、1人あたり月10時間を上限とする方針です。

○希望する利用方法としては、一時預かりのように様々な利用頻度で通園する「自由利用」、週ごとに希望する利用頻度は週3日、月ごとに希望する利用時間は7～8時間がそれぞれもっとも多くなっています。



## 6. 第2期計画の成果と課題

第2期計画では、基本理念、基本的な視点に基づき、3つの基本目標と7つの基本施策を設定し、それぞれの基本施策に沿って、具体的な事業に取り組んできました。

第3期計画でも、女性の就業の増加にともなう保育の需要の増加、子どもの貧困や児童虐待、障がいのある子どもへの支援など子育てに関して子どもや子育て家庭の抱える問題の多様化、そういった問題を発見して適切に支援へつなぐ体制の必要性、といった社会や子育て環境の変化に合わせて、さまざまな取り組みをより充実させて進めていくことが求められています。

第2期計画を評価するにあたり、以下では、基本施策ごとに、第2期計画での取り組みの実績と、第3期計画に向けての主な課題を示します。

図表：【参考】第2期計画の3つの基本目標と7つの基本施策

- |  |
|--|
| <p>(1) 子どもを安心して産み育てることができるまち</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 地域における子育て支援</li><li>2) 母子並びに乳幼児の健康の確保及び増進</li><li>3) 職業生活と家庭生活の両立の推進</li></ul> <p>(2) 心身ともに健やかな子どもの成長を支えるまち</p> <ul style="list-style-type: none"><li>4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</li></ul> <p>(3) すべての子どもが尊重され、安全で住みよいまち</p> <ul style="list-style-type: none"><li>5) 子育てを支援する生活環境の整備</li><li>6) 子ども等の安全の確保</li><li>7) 支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細かな取り組み</li></ul> |
|--|

### 〈第2期計画の基本施策1. 地域における子育て支援〉

#### ■第2期計画での取組と実績

- ①気軽に子育てについて相談できる機関として、子育て世代包括支援センターを開設しました。
- ②安心安全の担当課と連携して、子どもたちを地域で守る意識の高揚と見守り参加への定期的な呼びかけなどを実施しました。
- ③子育てサポーターを活用したつどいの広場や、子育て支援策を検討しました。
- ④子育て・子育て関連情報を町のホームページ等に掲載しました。
- ⑤通常保育事業については、町立認定こども園を設置し、希望者全員が入所できるよう努めました。
- ⑥講座やイベント開催時の子どもの託児を実施しました。
- ⑦認定こども園のサービスの評価について実施しました。
- ⑧保育士等の定期的な意見集約について実施しました。
- ⑨認定こども園の職員の研修を実施しました。
- ⑩未就園児の交流事業については、かがやきの森こども園で実施しました。
- ⑪つどいの広場事業については、かがやきの森こども園で週5日実施していましたが、令和4年度に豆山の郷へ移動し週4日の実施となりました。
- ⑫子育て支援サービスに関する情報を提供するためのコーディネーター配置はできませんでした。
- ⑬学童保育時間を19時まで延長しました。

#### ■第3期計画に向けた目標と課題

- ①こども家庭センターの環境整備を整えていきます。
- ②地域子育て支援センターでの子育て相談、交流会を充実させていきます。
- ③ボランティアを活用したつどいの広場や子育て支援策を検討していきます。
- ④今後も、子育て・子育て関連情報を随時、必要に応じて町のホームページ等に掲載していきます。
- ⑤通常保育事業については、希望者全員が入所できるよう努めていきます。
- ⑥未就園児の交流事業については、かがやきの森こども園にて継続して実施していきます。

〈第2期計画の基本施策2. 母子並びに乳幼児の健康の確保及び増進〉

■第2期計画での取組と実績

- ①令和2年度から産後ケアを開始し、出産された方の心身のケアや育児サポートを実施しました。
- ②妊婦健康診査については、母子健康手帳と併せて受診券を交付。令和3年度から10万円を助成するほか、交付時の面談後にプラン策定を実施しました。
- ③令和4年度から出産・子育て応援交付金として、妊娠届出後5万円、出生届出後5万円を支給しました。また、伴走型支援により不安を抱えているお母さんに寄り添える体制を整えました。
- ④オンライン相談～みんなの窓口～を令和5年10月から導入、母子手帳アプリを令和6年8月から導入しICTを活用した体制を整えました。
- ⑤妊産婦・新生児訪問指導については、保健師と助産師による支援も実施しました。
- ⑥乳幼児相談・発達相談・電話相談を実施しました。
- ⑦マタニティサロンについては、沐浴などの個別指導を実施しました。
- ⑧乳児健康相談については、月1回を月2回にし、2か月に1回の助産師の健康相談を追加するなど、回数を増やして実施しました。
- ⑨離乳食教室については、離乳食を通した乳児期からの食育の必要性の学習を行いました。
- ⑩休日・夜間診療事業については、檀原市深夜救急・産婦人科救急などの負担金で実施しました。

■図表：第2期計画期間の取組状況 ②妊産婦新生児訪問指導

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊産婦新生児訪問指導 (件数)	84	71	81	113	96

※令和6年度は実績見込み 資料：保健センター

■第3期計画に向けた目標と課題

- ①妊産婦健康診査については、妊娠届出時に助成の説明をします。また、令和7年度から妊婦健康診査受診券が、1人11万円分となります。
- ②令和7年度から産婦健診2回と1か月児健診の助成を実施します。
- ③妊産婦新生児訪問指導については、引き続き保健師に加えて、助産師による支援も実施していきます。
- ④乳幼児相談・発達相談・電話相談については、継続して実施していきます。
- ⑤乳幼児等健診については、今後も健診後のフォロー機能を強化します。
- ⑥虫歯予防対策については、健診後のフォロー機能としても活用を図ります。
- ⑦休日・夜間診療事業については、継続して実施していきます。

### 〈第2期計画の基本施策3. 職業生活と家庭生活の両立の推進〉

#### ■第2期計画での取組と実績

①男女共同参画意識の普及のため講座を計画しましたが、実施にいたりませんでした。

#### ■第3期計画に向けた目標と課題

①男女共同参画意識の普及にあたっては、仕事と子育ての両立支援の必要性や、当町住民が必要としている支援について、再検討する必要があります。

②学童保育については、希望者全員が入所できるよう努めていきます。

### 〈第2期計画の基本施策4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備〉

#### ■第2期計画での取組と実績

①家庭教育の充実のため、各小中で保護者や子どものニーズに応じた家庭教育講演会を実施しました。

②わんぱくスポーツ教室については、参加者が少ないものは内容を見直し実施しました。(硬式テニス→R2 ソフトテニス→R5 卓球)

③図書館事業については、「子育てのヒント」になる本や読み聞かせ絵本、児童書人気シリーズなどをあわせて、年間約120冊を購入しました。

④お話し会事業を情操教育の一環として創造力を養うとともに、親子、地域のふれあいや世代間交流の場として展開しました。

⑤絵本との出会い事業は、3～4か月健診の時に、読み聞かせを行い絵本とバックをプレゼントする事業です。令和2年からの3年間はコロナ禍で読み聞かせは中止していましたが、令和5年は読み聞かせボランティアを養成し、「絵本を開くことで、誰もが楽しく、赤ちゃんとゆっくり心ふれあうひとときをもてるように」との願いをこめてボランティアとともに行いました。

⑥親と子の体験教室を実施し、親と子で取り組むことで、子どもの心の安定、家族間の絆の強化等、家庭内外の教育環境の整備に取り組みました。

⑦かわい寺子屋教室については、令和4年度のみ定員に満たず開講できませんでした。

⑧放課後子ども教室については、小学生対象のランニング教室を総合グラウンドで開催しました。

⑨スポーツ出前教室については、第二小学校児童対象にグラウンドゴルフ教室を開催していましたが、コロナ禍以降活動は中止しています。

■図表：第2期計画期間の取組状況 ①小中各校での家庭教育の充実

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭教育講演会（件数）	0	1	1	2	4

資料：生涯学習課

■図表：第2期計画期間の取組状況 ②わんぱくスポーツ教室

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延参加者数（人）	115	170	100	97	20

資料：生涯学習課

■図表：第2期計画期間の取組状況 ③図書館事業の団体貸出件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体貸出（件数）	171	242	216	250	248

資料：生涯学習課

■図表：第2期計画期間の取組状況 ④お話し会の読み聞かせ延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
読み聞かせ（延べ人数）	0	13	182	194	160

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため平成31年3月～令和3年11月まで中止

資料：生涯学習課

■図表：第2期計画期間の取組状況 ⑥親と子の体験教室

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延参加者数（組）	35	60	35	36	46

資料：生涯学習課

■図表：第2期計画期間の取組状況 ⑦かわい寺子屋教室

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延参加者数（人）	120	75	0	102	48

※令和4年度は定員満たず不開講

資料：生涯学習課

### ■第3期計画に向けた目標と課題

- ①家庭教育の充実については、引き続きPTAにより計画・実施をしていただきます。
- ②わんぱくスポーツ教室については、スポーツを始めるきっかけづくりになる教室をめざしていきます。
- ③図書館事業については、希望される本を少しずつ購入してきます。
- ④お話し会については、申込制や人数制限を解除し自由に参加できるようにしていきたい。
- ⑤絵本との出会い事業については、読み聞かせボランティアと図書館の職員および保健センター職員での子育て支援に、多課で連携して進めていきます。
- ⑥親と子の体験教室については、継続して実施していきます。
- ⑦かわい寺子屋教室については、校区や学年の違う者同士の距離を縮めることが課題です。
- ⑧放課後子ども教室については、中学校部活動の地域移行を実施するなかで、小学生が混乱無くスポーツが継続できる環境の整備を考えていきます。

〈第2期計画の基本施策5. 子育てを支援する生活環境の整備〉

■第2期計画での取組と実績

- ①交通安全施設設置補修事業として、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の設置と補修を図りました。
- ②小中学校の運動場や体育館、広場等の開放を、施設の空き時間を効率的に有効活用して実施しました。
- ③豆山の郷でのつどいの広場は、オープン日には常に利用者がありました。

■図表：第2期計画期間の取組状況 ①交通安全施設の設置・補修件数

	第2期計画期間
ガードレール（件数）	1
カーブミラー（件数）	45

資料：建設課

■図表：第2期計画期間の取組状況 ②小学校の運動場や体育館、広場等の開放の稼働率

	第2期計画期間
第一小学校（%）	20
第二小学校（%）	50

資料：生涯学習課

■第3期計画に向けた目標と課題

- ①交通安全施設設置補修事業については、引き続き、安全な道路交通環境の整備に努めます。
- ②公共施設等のバリアフリー化については、授乳コーナーやおむつ換えのベッドの設置なども継続して実施していきます。
- ③小中学校の運動場や体育館、広場等の開放については、継続して実施していきます。
- ④豆山の郷でのつどいの広場については、継続して実施していきます。

〈第2期計画の基本施策6. 子ども等の安全の確保〉

■第2期計画での取組と実績

- ①子どもの交通安全を確保するため、交通安全運動を実施しました。
- ②子どもを犯罪等の被害から守るため、自主的防犯組織の育成やパトロールの促進、かがやきの森こども園・小中学校での防犯対策、防犯灯設置補修、子どもたちへの防犯指導を実施しました。
- ③「子ども110番の家」の旗を、子どもたちの緊急避難場所の目印として設置しました。また、令和4年度から二小校区、令和6年度から一小校区で、各小学校PTAにより店舗に「子ども110番の店」として協力を依頼。子どもたちの安全を守るため、また、地域の防犯力向上のため取り組みを支援しました。

■第3期計画に向けた目標と課題

- ①子どもの交通安全を確保するための交通安全運動については、今後も事業内容を多くの方に周知し、実施していきます。
- ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動については、今後も事業内容を多くの方に周知し、実施していきます。
- ③引き続き「子ども110番の家」の旗については設置していきます。また、子どもの登下校時の立哨ボランティアだけではなく、同じ時間帯により多く地域の目を向けることで、子どもを犯罪等の被害から守ることを推進していきます。

〈第2期計画の基本施策7. 支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細かな取り組み〉

■第2期計画での取組と実績

- ①いきいき河合っ子ネットワーク（虐待防止活動等の連携）の充実のため、専属の担当職員による家庭相談室を設け、連携をとりやすい窓口としました。
- ②要保護児童への対応のため、児童福祉施設への入所調整などを行いました。
- ③学童保育などの保育サービスに関する障がい児の受け入れをしました。
- ④子どもの人権についての啓発・教育を、行政全体として実施しました。

■図表：第2期計画期間の取組状況 ②要保護児童への対応件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童への対応 (件数)	0	2	0	3	2

資料：子育て健康課

### ■第3期計画に向けた目標と課題

- ①いきいき河合っ子ネットワークについては、こども家庭センターとともに対応していきます。
- ②要保護児童への対応については、専属の職員の設置に向けて対応していきます。
- ③令和7年度には学童保育入所申請者190人のうち、2割弱が支援の必要な子どもたちとなるため、受け入れの拡大を図ります。
- ④障がい児等家庭への相談支援体制の整備については、障がいを持つ家庭の保護者同士のサークルを展開するには各課の連携が必要で、特に保健センターでの神経発達症の情報の共有とフォローが重要なため、現時点の体制では困難と考え、サークル活動ではなく、児童発達支援センターの設置等で対応していきます。
- ⑤子どもの人権についての啓発・教育は、継続して実施していきます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

第2期河合町子ども・子育て支援事業計画においては、河合町次世代育成支援後期行動計画を引き継ぎ、「計画の基本的な考え方」として、「基本理念」及び「基本的な視点」を掲げ、計画を推進してきました。

この「基本的な考え方」は、河合町における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいては普遍的なものであるため、「第3期河合町子ども・子育て支援事業計画」においても、基本的にはこの理念を踏襲すべきものであると考えます。

ただし、河合町の子育て環境の変化、ニーズ調査の結果、第2期計画の成果と課題等を踏まえ、基本理念に基づく「基本目標」と「基本施策」、及び具体的な取組内容という施策体系については、第2期計画を引き継ぎつつ、主に以下の課題に対応していきます。

### ■問題を発見・相談しやすい体制の構築

- ニーズ調査や第2期計画の実績からは、支援の必要な子どもや家庭が、必ずしも相談につながっていない現状がみられます。
- こども家庭センターの充実など、利用しやすく、支援につなぎやすい相談体制を構築する施策の充実に努めます。

### ■仕事と子育ての両立へのさらなる支援

- 統計データやニーズ調査からは、女性の就労が増え、よりいっそう保育ニーズが高まることが予測されます。
- 町立認定こども園や私立保育園、学童保育所で保育の需要に対応し、保護者の負担を和らげる施策を充実します。

## 1. 基本理念

計画の基本理念については、第2期計画を引き継ぎ、普遍的な理念として、以下のような子育てと教育を支援するまちの実現を目指します。

子どもが輝き みんなの心を結ぶまち

## 2. 基本的な視点

計画の基本的な視点についても、子ども・保護者・地域という3つの視点に立ち、河合町のすべての人が主体となって計画に取り組むという考え方を継承します。

### (1) 子どもの視点

世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いから国連で採択された「子どもの権利条約」を守り、子どもの様々な権利を擁護することが求められており、本計画においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重するものとします。

また、子どもたちは次代の親となるものであり、長期的視点に立ち豊かな人間性の育成への取り組みを進めます。

### (2) 子育てに取り組む保護者の視点

親などの保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという認識とともに、子育ての喜びを実感できるような取り組みを進めます。

家族形態や保護者の就労状況など、子育て家庭生活実態は様々であり、保育サービスなどへのニーズも多様化しており、子育てする保護者の視点に立って、きめ細やかに対応ができるように、柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

### (3) 地域ぐるみの視点

子どもは地域社会を構成する重要な一員であり、国や県、市町村はもとより、企業や地域を含めた社会全体で子育て・子育てを支援することも必要です。地域の人材や自然、歴史などの資源を有効に活用しながら、地域ぐるみで次世代を担う子どもたちの育成支援の取り組みを進めます。

### 3. 施策体系

基本理念、基本的な視点に基づき、次のような3つの基本目標と7つの基本施策を定めます。

基本目標	基本施策	取組内容	掲載箇所 (第2部)	
I. 子どもを安心して産み育てることができるまち	1. 地域における子育て支援	(1) 地域における子育て支援の充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり	第7章 1.	
	2. 母子並びに乳幼児の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療等の充実	第7章 2.	
	3. 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立の支援	第6章	
	II. 心身ともに健やかな子どもの成長を支えるまち	4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (2) 家庭や地域の教育力の向上	第7章 3.
		5. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良好な住宅の確保 (2) 安全な道路交通環境の整備 (3) 安心して外出できる環境の整備 (4) 安全・安心のまちづくり等の推進	第7章 4.
	III. すべての子どもが尊重され、安全で住みよいまち	6. 子ども等の安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	第7章 5.
		7. 支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細やかな取り組み	(1) 子どもの貧困への対策 (2) 児童虐待防止対策の充実 (3) 子どもの人権を尊重する環境づくり (4) ひとり親家庭の自立支援の推進 (5) 障がい児など特別な支援の必要な子どもへの施策の充実	第5章

図表：【参考】「子ども・子育て関連3法」について

〈幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため〉

〈名称〉

- ◎子ども・子育て支援法
- ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ◎子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

〈制度の目的〉

1. 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供  
幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の改善（整備）を目指す。
2. 保育の量的拡大・確保  
保育の質を確保しながら、より多くのニーズに応えるため地域型保育給付と呼ばれる、「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」など、さまざまな手法による保育に対するメニューを充実させて待機児童の解消を目指す。
3. 地域の子ども・子育て支援の充実  
地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えられるよう、「学童保育所」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」などの事業の拡充を図る。

## 第2部 〈子ども子育て支援事業計画〉

## 第1章 教育・保育提供区域の設定

### 1. 区域設定の考え方（国の基準）

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することが求められます。

河合町の場合、小学校区2、中学校区2、保健センター区域1、行政区単位1となっており、保健センター区域及び行政区単位では区域設定は一つになります。

### 2. 区域設定

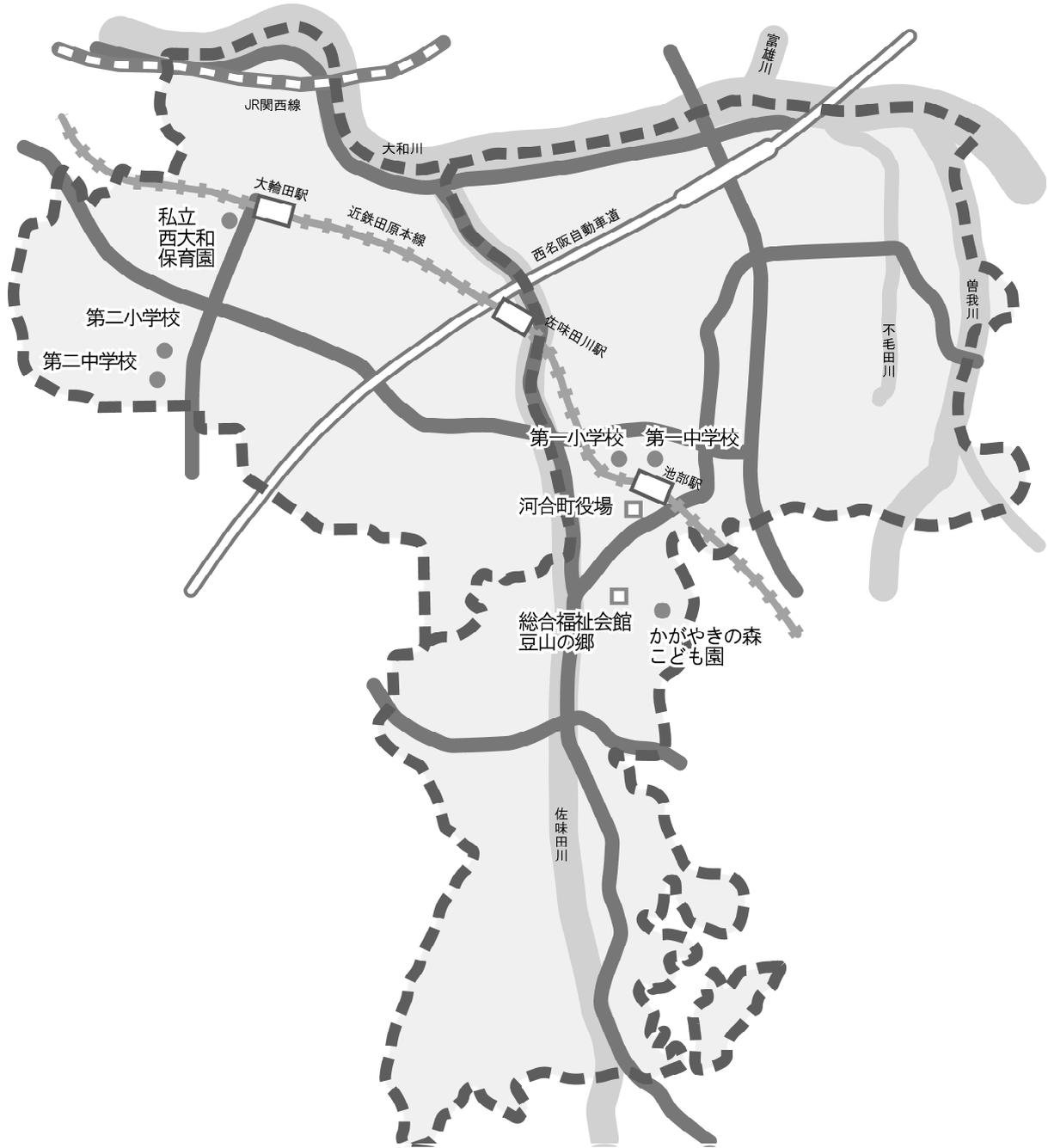
比較検討の結果、教育・保育の視点からみて、保健センター単位を教育・保育提供区域とします。なお、住民ニーズや各事業の利便性等において区域の拡大や縮小が必要となる場合には、一定の配慮をするものとします。

また、事業計画を見直す場合には、区域設定についても併せて必要があれば検討を行います。

■図表：区域設定

小学校区	中学校区	保健センター区域
河合第一小学校	河合第一中学校	河合町行政区単位 (教育・保育提供区域)
河合第二小学校	河合第二中学校	

■図表：河合町の教育・保育関連施設



## 第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

### 1. 幼児期の教育・保育の量の見込み

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

### 2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期

○設定した「量の見込み」に対応するよう「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

**【確保方策】**

○本町では、町立認定こども園1園、私立保育所1園体制で確保します。

■図表：量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度				令和8年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		幼稚園の希望が強い	左記以外			幼稚園の希望が強い	左記以外	
①量の見込み	82	0	157	101	79	0	157	108
②確保方策	特定教育・保育施設	82	157		79	157		108
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
	幼稚園の希望が強い	左記以外			幼稚園の希望が強い	左記以外			幼稚園の希望が強い	左記以外	
71	0	162	116	68	0	162	125	50	0	177	135
71	162		116	68	162		125	50	177		135
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■図表：【参考】園児数の推移（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所入所者数（人）	282	277	267	291	300
幼稚園入所者数（人）	122	107	97	91	92
待機児童数（人）	0	0	1	0	3

## 第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 利用者支援

#### 【概要】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談等の支援を行います。

#### 【実施方針】

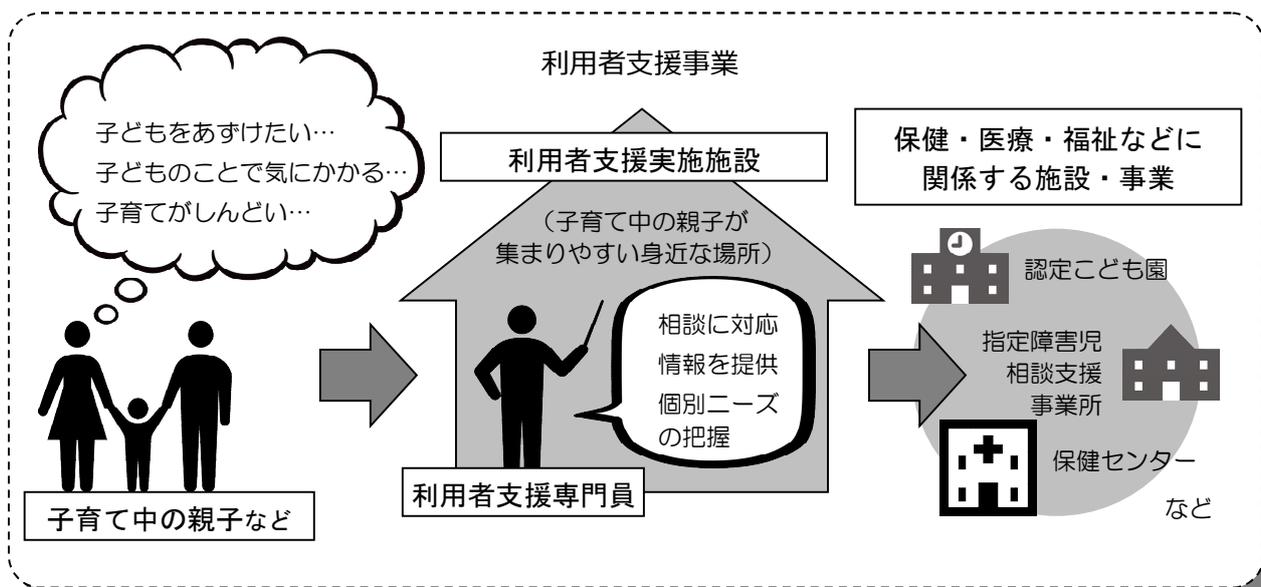
身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、虐待などの予防的な効果も期待されることから、町内1か所に設置しています。

#### 【確保方策】

○町内1か所（こども家庭センター）を実施場所に位置づけます。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1



## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 【概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

### 【実施方針】

総合福祉会館「豆山の郷」において、ますます充実した活動が行われるよう体制の充実を図ります。

### 【確保方策】

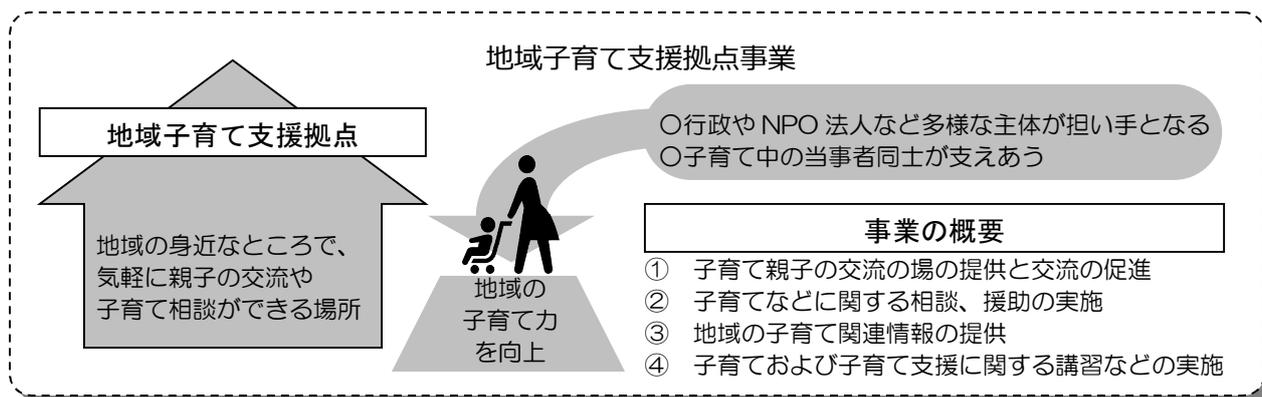
○総合福祉会館「豆山の郷」でつどいの広場を実施し、利用の推進を図ります。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回）	1,100	1,000	900	800	800
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 つどいの広場事業の利用者数・実施回数の推移（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数（人）	892	329	1,216	1,346	1,249
実施回数（回）	135	99	384	367	380



### (3) 妊婦に対する健康診査

#### 【概要】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち、一定の額を公費で負担するものです。

#### 【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

#### 【確保方策】

○医療施設との連携など、見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	60	60	60	60	60
①量の見込み（回） 健診助成回数	840	840	840	840	840
②確保方策	県内・県外の妊婦が希望する施設で対応				

※健診助成回数（一人あたり14回）

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 妊娠届出数の推移（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数（人）	62	65	67	76	54
初妊婦数（人）	29	35	34	32	17

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 妊婦一般健康診査の推移（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実人員（人）	100	100	109	108	98
受診延人員（人）	724	778	731	856	707
健診助成回数（回）	1,400	1,400	1,526	1,512	1,372

#### 妊婦健康診査

事業の概要



- ：① 健康状態の把握…妊娠週数に応じた問診・診察など。
  - ② 検査計測…妊婦さんの健康状態と赤ちゃんの発育状態を確認するための基本検査。
  - ③ 保健指導…食事や生活に関するアドバイス。  
妊娠・出産・育児への不安や悩みの相談。  
家庭的・経済的問題への個別の支援を必要とする人への対応。
- +
- 妊娠期間中の適時に「必要に応じた医学的検査」…血液検査、超音波検査 など

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

**【概要】**

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、適切なサービスの提供につなげるものです。

**【実施方針】**

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

**【確保方策】**

○第1子も含めすべての乳児のいる家庭を対象に実施していきます。養育支援が必要と思われる家庭については、養育支援訪問事業で継続的な支援を実施します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人） 0歳児推計	65	65	65	65	65
②確保方策	民生児童委員による訪問で対応				

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数（人）	60	62	73	65	56

#### 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

訪問内容	① 育児の不安や悩みに耳を傾ける ② 子育て支援の情報提供 ③ 親子の心身の状況や養育環境の把握	➔	○支援が必要な家庭に対し、「養育支援訪問事業」など適切なサービスの提供につなげる。
訪問者	○保健師・助産師・看護師 ○保育士・母子保健推進員・民生児童委員・子育て経験者 など幅広く登用		

#### (5) 乳幼児訪問指導

**【概要】**

母子保健法に基づき、乳幼児のいる家庭を対象として、必要な訪問指導を行います。

**【確保方策】**

- 地区担当の保健師による訪問で対応します。
- 助産師によるヘルスピジター（研修を受けた専門家による訪問）も検討します。

## (6) 養育支援訪問事業

### 【概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

### 【確保方策】

○養育支援が必要な家庭に対して、保育士や栄養士、ヘルパー等を派遣し、家事援助を含めた養育支援事業を実施します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日／年）	6	6	6	6	6
②確保方策（人日／年）	6	6	6	6	6

※養育支援訪問事業については、第2期計画期間には実施しませんでした。

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 児童虐待認知件数（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待認知延件（件）	48	50	44	45	37

### 養育支援訪問事業

事業の概要：養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する。

#### 訪問内容

○保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援

- 産褥期の育児支援や家事援助
- 未熟児や多胎児への育児支援・栄養指導
- 養育者の身体・精神の不調への相談・指導
- 若年の養育者への相談・指導
- 児童養護施設等を退所後のアフターケア

#### 訪問者

- 【専門的相談支援】保健師・助産師・看護師・保育士 など
- 【育児・家事援助】子育て経験者・ヘルパー など

(7) 一時預かり事業（幼稚園型）

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、通常の幼稚園教育時間の終了後、園児を預かる事業です。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備・検討します。

【確保方策】

認定こども園や幼稚園において、在園児を対象とした一時預かり事業を実施します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人／年）	654	611	571	534	499
②確保方策（人／年）	654	611	571	534	499
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 一時預かり事業（幼稚園型）（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	1,140	1,576	1,196	1,119	1,198
実施か所数（か所）	5	5	4	3	5

一時預かり事業

事業の概要：急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたいときなど、主に昼間に、認定こども園などで、子どもをあずかる。

一般型

認定こども園などに通園していない子どもを、認定こども園や地域子育て支援拠点などであずかる。

余裕活用型

利用している子どもの数が定員に達していない保育所などで、定員の範囲内であずかる。

幼稚園型

在園児を、昼過ぎごろまでの教育時間終了後や、土曜日などに、幼稚園であずかる。

居宅訪問型

子どもの居宅を保育士などの職員が訪問して、必要な保護を行う。

## (8) 一時預かり事業（一般型）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

### 【概要】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

事業としては一時預かりのほか、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業が想定されています。

### 【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備・検討します。

### 【確保方策】

○現在実施している一時預かり事業と、希望があれば子育て短期支援事業も利用できるよう対応していきます。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日／年）	276	258	241	225	210
②確保方策（人日／年）	276	258	241	225	210
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 一時預かり事業（一般型）（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	117	42	246	330	214
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

■図表：第2期計画期間の利用実績 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	0	0	0	0	0
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0

資料：子育て健康課

### 認定こども園以外での 一時預かりなどの事業

#### トワイライトステイ（夜間養護等）

事業の概要：平日の夜間などに子どもの保育ができないときに、一時的に子どもをあずかり、生活指導、食事提供などを行う。

実施する場所：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所 など

## (9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### 【概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

### 【実施方針】

ニーズ調査結果ではニーズはありませんでした。今後も、最低利用人数に対応できる提供体制を維持していきます。

### 【確保方策】

○今回の調査ではニーズはありませんでしたが、引き続き町外施設への委託で確保します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日／年）	2	2	2	2	2
②確保方策（人日／年）	2	2	2	2	2
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 子育て短期支援事業（ショートステイ）（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	0	0	0	0	0
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

### 子育て短期支援事業

#### ショートステイ（短期入所生活援助）

事業の概要 : 保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができないときに短期間の宿泊で子どもをあずかる。

実施する場所 : 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所 など

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、世話したい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる民間の提供体制を整備・検討します。

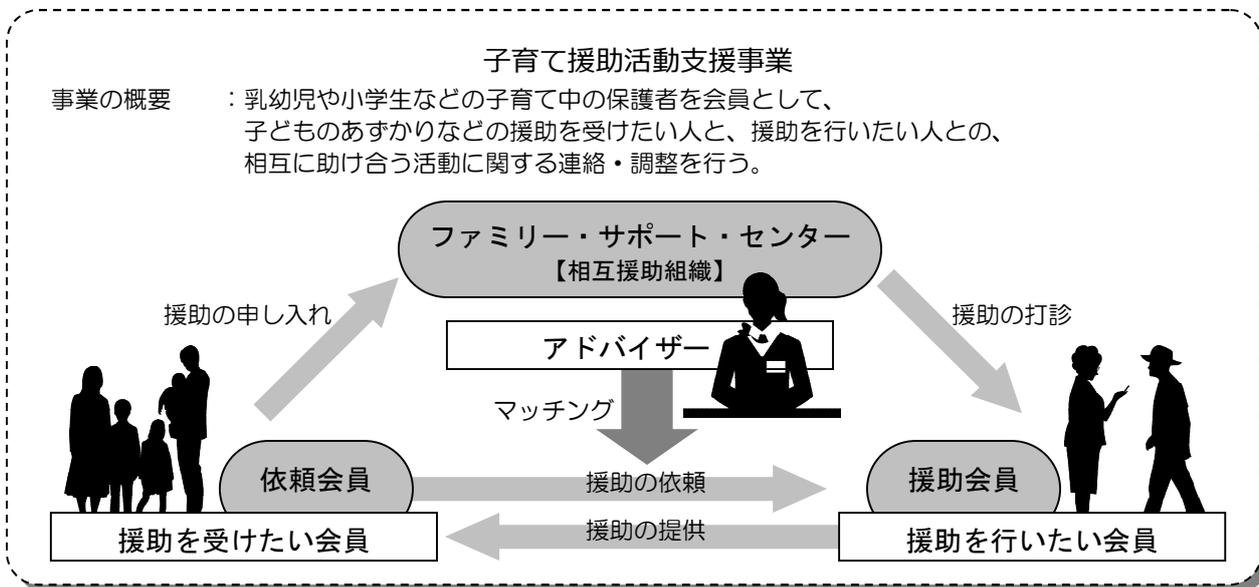
【確保方策】

○近隣地域の民間活力も検討します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人／年）	5	5	5	5	5
②確保方策（人／年）	5	5	5	5	5
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

※ファミリー・サポート・センターについては、第2期計画期間には設置しませんでした。



(11) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【概要】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

【実施方針】

ニーズに対応するため、町外施設へ委託するとともに、緊急時に対応できるよう地域の活力を生かした支え合いの体制づくりを検討します。

【確保方策】

引き続き、町外施設へ委託し対応していきます。

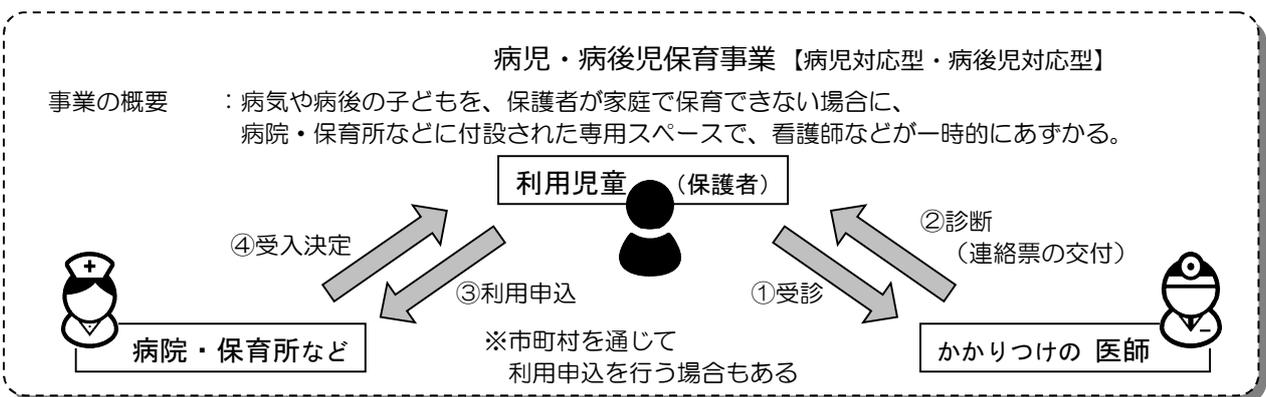
■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日／年）	3	3	3	3	3
②確保方策（人日／年）	3	3	3	3	3
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 病児・病後児保育事業（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数（人）	2	2	0	1	16
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

※病児保育：【ぞうさんのおうち】土庫こども診療所（大和高田市）  
 ※病後児保育：こどもの森阪手保育園（田原本町）



**(12) 産後ケア事業****【概要】**

助産所や対象者の居宅において、助産師等が中心となり、母親の身体回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児を支援することを目的とします。

**【実施方針】**

見込まれる利用量に対応できる体制を整えています。

**【確保方策】**

〇4つの助産院に委託し、出産後の心身ともに不安定な時期に必要な母子への心身のケアや育児のサポートを行います。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人／年）	25	27	29	30	30
②確保方策（人／年）	25	27	29	30	30

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 産後ケア（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数（人）	0	0	8	10	23

**(13) 子育て世帯訪問支援事業****【概要】**

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラ―等がいる家庭に訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

**【実施方針】**

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整えています。

**【確保方策】**

現在、委託している民間事業者（2事業所）で対応していきます。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日／年）	60	60	60	60	60
②確保方策（人日／年）	60	60	60	60	60

(14) 時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整えています。

【確保方策】

○町内2か所のかがやきの森こども園、西大和保育園において時間外保育を提供します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	122	120	118	116	114
②確保方策（人）	122	120	118	116	114
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 延長保育事業（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用人数（人）	115	134	142	127	122
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

時間外保育事業

対象になる児童：第2号または第3号の認定を受け、保育所等を利用している子ども

実施する場所：利用している保育所等

事業の概要：通常の利用日および利用時間帯以外の日および時間に、引き続き保育を実施



## (15) 放課後児童健全育成事業

### 【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童が、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用するものです。

### 【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

### 【確保方策】

- 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。
- 各小学校（第一小学校、第二小学校）で実施します。
- 指導員不足による保育の質の低下を防ぐため、民間事業者を活用し指導員不足の解消をめざします。



■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	188	190	184	179	176
1年生（人）	55	51	47	43	46
2年生（人）	47	53	48	44	41
3年生（人）	32	43	49	45	42
4年生（人）	36	26	28	34	33
5年生（人）	13	13	9	10	11
6年生（人）	5	4	3	3	3
確保方策（人）	188	190	184	179	176

■図表：【参考】第2期計画期間の利用実績 学童保育（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生（人）	39	48	53	39	49
2年生（人）	46	39	42	51	38
3年生（人）	33	32	29	40	49
4年生（人）	16	12	20	22	31
5年生（人）	8	7	5	10	5
6年生（人）	2	4	2	3	4
低学年（人）	118	119	124	130	136
高学年（人）	26	23	27	35	40
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

## (16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【概要】

教育・保育認定保護者及び、施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図り、すべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする事業です。

### 【実施方針】

- 福祉と教育委員会の両方に関わる事業です。
- 新制度における利用料は無償となりましたが、日用品・文房具等に関しては実費徴収となるため、低所得者の負担軽減策として実施しています。
- 今後も低所得等を対象に、副食費に係る補足給付を行います。

## (17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【確保方策】

民間事業者の新規参入については、必要に応じて検討します。

## 第4章 保育に関する新たな事業体制の確保

### 1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○「こども未来戦略」に基づき、新たに創設されることとなった「こども誰でも通園制度」。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、就労要件を問わない形での支援を強化するための新たな制度です。家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。令和8年度より事業を実施していきます。

- ・対象児：保育所等に通っていない生後6か月から3歳未満児
- ・利用可能時間：月一定時間の中、時間単位で利用可能

■図表：量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	0	7	6	6	5
②確保方策（人日）	0	7	6	6	5

### 2. 小規模保育事業

○小規模保育事業とは、児童福祉法に基づく町の認可事業(地域型保育事業)で、施設の運営等に関する基準は認可保育所に準じ、就労等の「保育を必要とする事由」により、家庭で保育ができない保護者に代わってお子さまをお預かりする事業のひとつです。

0～2歳児を対象とし、定員6～19人の比較的小さな施設であり、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施するものです。

今後、待機児童の動向を見ながら、町内設置に向けて民間事業所の活用も検討していきます。

## 第5章 支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細やかな取り組み

### 1. 子どもの貧困への対策

- 国の「子どもの貧困対策に関する大綱」などを踏まえ、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、子どもの学習支援などの施策に、庁内各課が横断的に取り組みます。
- 教育機関、福祉機関、地域住民など、多様な関係者の連携により、支援の必要な子どもや子育て家庭の情報を共有し、適切な支援につなげる体制の構築に努めます。

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
1	子ども食堂の推進	家庭で孤食の傾向にある子どもなどを対象に、食事の提供を通じて、子どもの居場所づくりを実施する団体を応援します。	民間団体
2	学習支援の推進	子どもへの学校以外の場での学習の機会を提供します。	生涯学習課
3	生活困窮者自立支援制度の周知（中南和自立支援サポートセンター）	県として実施している経済的な支援を必要とする子育て家庭を対象に、子どもの学習支援事業や、保護者の就労支援事業などの利用の周知を図ります。	福祉政策課
4	就学支援制度の周知	国の高等教育の就学支援新制度の周知を図り、学習意欲のある子どもの進学を推進します。	教育総務課

### 2. 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待防止対策のため、地域の子育て支援活動と連携して、地域ぐるみの虐待の予防体制の強化を図るとともに、相談体制の充実を図ります。
- 虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求め、関係機関との連携強化に努めます。
- 保護者に監護させることが適当でない児童を保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援に努めます。
- 子育て及び母子保健等の町担当部局、児童相談所、児童委員及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、警察、医療機関並びにNPO、ボランティア等の民間団体等の幅広い関係者の参加による児童虐待の防止体制の強化を図ります。

### 3. 子どもの人権を尊重する環境づくり

○児童虐待やいじめの予防と、早期発見、早期対応を図るため、町・認定こども園・小中学校・民生児童委員・警察・児童相談所などの関係機関により、いきいき河合っ子ネットワーク（河合町要保護児童対策地域協議会）を設置しています。今後も、いきいき河合っ子ネットワークの充実強化を図るとともに、引き続き適切な対応や支援ができるよう連携強化に努めます。

○教育施策においては、不登校やいじめなどの問題の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、家庭や関係機関とも連携しながら、すべての教職員の共通認識のもと、組織的に一貫性のある校内指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。また、スクールカウンセラー等による教育相談の充実に努めます。

○いきいき河合っ子ネットワーク（河合町要保護児童対策地域協議会）などにおいて関係機関と連携し、早い段階からの支援に取り組むことにより、不登校の状態が小学校低学年から高学年、高学年から中学校へと慢性化してしまうことを防ぐよう努めます。

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
5	いきいき河合っ子ネットワークの充実（虐待防止活動等の連携）	庁内関係課・学校・民生児童委員・警察・児童相談所等と連携し、虐待に対応するいきいき河合っ子ネットワークの充実に努めます。河合町こども家庭センターでの総合的な対応を進めています。	子育て健康課
6	要保護児童への対応	乳児院、児童養護施設等、児童福祉施設への入所調整などを行います。対象児童の安全のため、最善の策を考え対応しています。	子育て健康課
7	教育相談	不登校、いじめなどの悩みや問題を抱える児童・生徒や保護者を対象に、教育委員会総務課で随時教育相談を行います。	教育総務課
8	スクールカウンセラー設置事業	不登校やいじめなどに関する相談に対応して解決を図るため、スクールカウンセラーを中学校区に配置します。	教育総務課
9	子育て相談	専門家による、不登校やひきこもり状態の子どもや家族への支援につなげるため、こども家庭センターで随時子育て相談を行います。	子育て健康課（こども家庭センター）

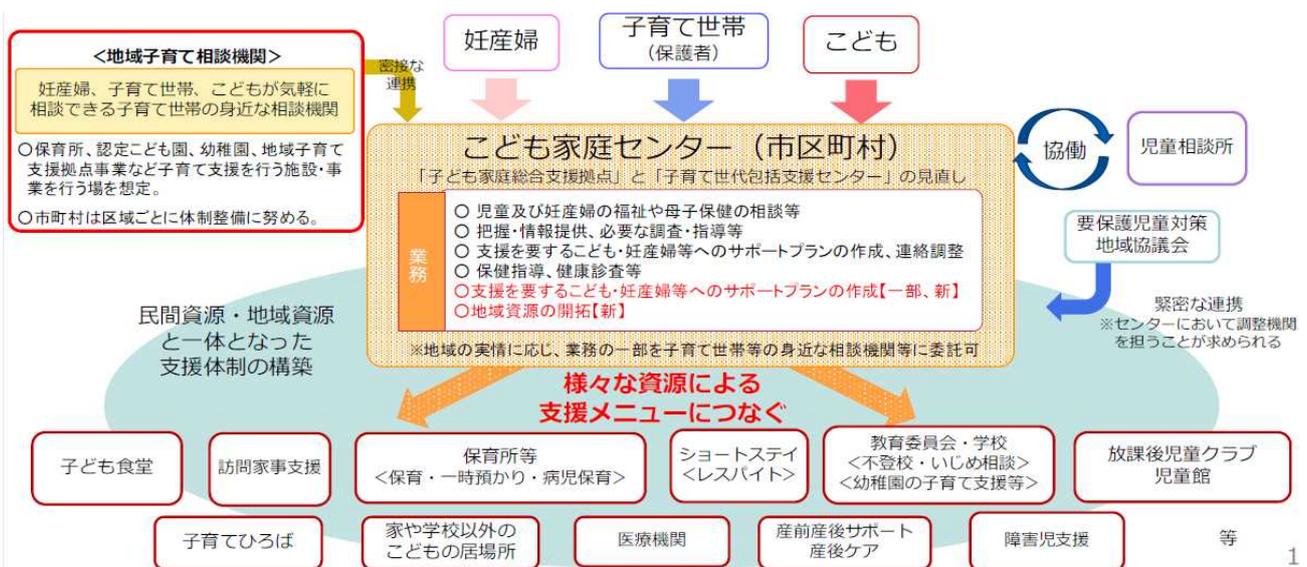
■第3期計画での主な取組：【こども家庭センターの役割】

○令和6年度から、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行うために開設しました。

○この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等を担います。

○要保護児童対策地域協議会において把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目のない支援を提供し、子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整を図り、より効果的な支援につなげるために、要保護児童対策地域協議会と連携して、一体的に支援を実施します。

【図表】こども家庭センター（イメージ図）



※医師、歯科医師、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、心理職などの専門職の配置・連携も想定

## 4. ひとり親家庭の自立支援の推進

○ひとり親家庭の自立支援について、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等、各種支援施策を推進します。

○母子及び寡婦福祉法等に基づき国及び県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策（四本柱として）等、総合的な自立支援を推進します。

### 【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
10	ひとり親家庭への情報提供・相談	ひとり親家庭への情報提供と相談を実施します。	子育て健康課

## 5. 障がい児など特別な支援の必要な子どもへの施策の充実

○障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進します。

○障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう自立支援医療（育成医療）の給付や、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の支援を目指します。

○保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

○奈良県発達障害者支援センター等との連携による地域支援・専門的支援を強化しつつ、地域の障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

### 【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
11	各種サービスにおける受け入れの推進	認定こども園で、現在受け入れている園児のうち、約1割が支援の必要な子どもたちです。保育サービスに関する障がい児の受け入れを図ります。	こども未来課
12	児童発達支援センターの設置の検討	専門的な知識や支援が必要な障がい児や家族の相談などを行う地域の中核的な療育支援の場所であり、より身近な場所で支援を受けられるよう総合的な相談支援体制の整備を検討します。西和圏域にて1カ所設置を目標として協議しています。	福祉政策課

【具体的事業】(つづき)

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
13	子どもの人権についての啓発・教育	すべての住民が子どもの人権に対して正しい理解を深められるよう、学校や地域と連携を図り、人権教育を推進するとともに、あらゆる機会を通じて「子どもの権利条約」の内容についての啓発や学習機会を積極的に提供していきます。	生涯学習課
14	子どもの意見を反映する機会づくり	子どもを対象とした各種事業については、子どもの自主性や主体性を尊重するとともに、子どもの意見を聞く機会を積極的に設け、子どもの意見を取り入れながら事業を推進します。	教育総務課 生涯学習課

## 第6章 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

### 1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- 仕事と生活の調和の実現へ向けて、奈良県、事業所、労働関係機関、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携・協力し合いながら、事業所や地域住民へ広報等により啓発を進めます。
- 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント、アドバイザーの派遣などの支援に努めます。
- 認定マーク※（くるみん）の周知、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の認証・認定や表彰制度等、仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価を促進します。

※認定マーク（くるみん）認定：次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、計画に定めた目標を達成した場合等に、一定の基準を満たした事業主を認定する制度があります。事業主が申請することにより、認定基準に基づき、厚生労働省（都道府県労働局長に委任）が認定をします。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることを内外にアピールすることができます。

■融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等による、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

■保育ニーズに対応したサービスの提供

- 保育所での受け入れを拡大するとともに、新たに病後児保育や休日保育の提供など、保育サービスの拡充に努めます。

■保育ニーズの質の向上

- 保育ニーズの多様化に対応するため、認定こども園において、教育・保育の一体化による充実した保育サービスの提供に努めます。

■子育てと仕事の両立支援

- 男女共同による子育て支援のために、男女が互いに子育ての責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、共に子育てに取り組むことができる地域社会の実現をめざします。

## 2. 仕事と子育ての両立支援

## 【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
15	各種関係法令、支援制度の普及啓発	育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発に努めます。また、育児のために退職した人が、再就職を希望する場合の支援・援助事業などが利用できるよう制度の啓発に努めます。	庁内関係各課
16	多様な働き方の実現に向けた啓発	すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働きやすい環境づくりや労働時間の短縮・弾力化に向けての啓発活動に努めます。	庁内関係各課
17	男女共同参画意識の普及	各種団体とのネットワーク化や人材育成、広報やフォーラムなどによる意識啓発など、多様な事業を展開します。特に、男性の意識改革や子育て参加につながる内容などを積極的に盛り込み、男女共同参画による子育てを推進します。	住民福祉課
18	男女共同参画による子育ての促進	妊婦の配偶者・乳幼児の養育者に対して妊婦届け時や予防接種、乳幼児健診等の場面で父親の育児参加を促していきます。	保健センター
19	町立認定こども園	「かがやきの森こども園」の定員は、199名です。 時間外保育事業（延長保育事業）・一時預かり事業なども併設します。	こども未来課
20	産後ケア事業	出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子に対して心身のケアや育児のサポートを行います。	保健センター
21	学童保育時間の延長	こども園と同時刻まで保育できるよう、学童保育時間を19時まで延長しています。	子育て健康課

## 第7章 次世代育成支援行動計画等の事業

### 1. 地域における子育て支援

地域における子育ての相互扶助体制を確立して、柔軟な保育サービスの推進を図るとともに、保護者同士や多世代間の交流などを促進し、子育てへの不安や負担感の解消などを進めます。

また、ニーズに対応した保育所等の保育サービス項目や内容の充実を、他市町村などとの連携も図りつつ進めます。

#### (1) 地域における子育て支援の充実

##### 【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
22	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において養育・保護を行います。	子育て健康課
23	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合や、その他の緊急の場合に、実施施設においてその児童を保護し、生活指導や食事の提供等を行います。	子育て健康課
24	地域子育て支援センターの充実	子育て相談、交流会の開催、子育て情報の提供などの機能拡充を図ります。	子育て健康課（地域子育て支援センター）
25	情報提供	県等が実施する子育てセミナーなどの情報提供、子どもたちを地域で守る意識の高揚と見守り参加への定期的な呼びかけを行います。	子育て健康課
26	ホームページ、掲示板等での子育て・子育て関連情報の提供	子育て・子育てに関する総合的な情報提供を行います。	子育て健康課
27	子育て版 生活支援体制整備の検討	困ったときに気軽に声を掛け合い助け合えるそんな地域になれるようそれぞれの困りごとの支援を地域の皆が協力しあえる体制整備の充実。	子育て健康課

## (2) 保育サービスの充実

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
28	通常保育事業	現行通りの時間帯（8時30分～16時30分）で、定員の弾力化により、利用定員を超えて受け入れを実施します。	こども未来課
29	病児・病後児保育事業	病児保育は土庫こども診療所、病後児保育は田原本町へ、委託等により実施します。	こども未来課
30	延長保育事業	延長保育のニーズに対応できるよう、延長保育（18時～19時）を実施します。	こども未来課
31	講座やイベント開催時での一時預かり	町主催の講座やイベント等での子どもの託児を行います。	講座やイベント担当課
32	保育所サービス評価の実施	利用者の意見を聴取し、保育所の運営に反映していきます。	こども未来課
33	良好な保育所運営のための保育士等の定期的な意見集約	現場で子どもと接している保育士からみた運営面に対する定期的な意見を集約し、その対応を図ります。	こども未来課
34	職員研修の充実	認定こども園の職員研修による保育内容の充実を図ります。	こども未来課
35	認定こども園での未就園児の交流事業	認定こども園での未就園児とその保護者を対象とした交流会を開催します。	こども未来課
36	保育所の適正配置の検討	園児数の動向等に配慮しつつ検討委員会を設置し、適正配置等を検討します。	こども未来課
37	認定こども園での預かり保育	認定こども園での預かり保育を実施します。	こども未来課

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
38	つどいの広場事業	乳幼児と保護者の交流会などを発展させ、週3日以上開催を原則とし、0～3歳児とその保護者を対象とするつどいの広場を設置し、乳幼児と保護者の交流を図ります。豆山の郷で週4日開設しています。	子育て健康課（地域子育て支援センター）
39	（要検討） 子育て支援総合コーディネーター事業	多様な子育て支援サービスに関する情報等を把握し、保護者への情報提供や利用援助を実施するコーディネーターを配置します。コーディネーターは、研修等によって知識情報をあらかじめ熟知しておきます。	子育て健康課（地域子育て支援センター）

## 2. 母子並びに乳幼児の健康の確保及び増進

すべての子どもの健やかな成長のために、思春期、妊娠、出産から乳幼児期を通じて母子の健康確保や育児不安の軽減、食育の推進、小児医療の充実などを進めます。また、各種相談や情報提供の充実とともに、子育て支援の総合窓口を明確にしつつ、子育てに悩む保護者が相談しやすく、子育て支援に関わる人々の活動しやすい体制づくり・ネットワークづくりを進めます。

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### 【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
40	妊婦健康診査	妊娠届出時に受診券を交付して実施します。令和7年度から1人11万円の助成を実施します。	保健センター
41	妊婦訪問	妊婦の心身の健康や出産の不安の軽減への支援を保健師で行います。助産師による支援も実施しています。	保健センター
42	育児不安軽減や発達支援の家庭訪問	保健師や栄養士等により訪問します。出生児全数で実施します。	保健センター
43	乳幼児相談・発達相談・電話相談	乳幼児に対し、保健センターと令和7年度からは公民館でそれぞれ月1回の乳幼児相談を行います。幼児の発達相談を行います。保健センターでの電話による相談を行います。	保健センター
44	各種相談事業	地域子育て支援センターで随時子育て相談を行います。(再掲)	子育て健康課(地域子育て支援センター)
		教育委員会総務課で随時教育相談を行います。(再掲)	教育総務課
		女性・子どもDV問題電話相談を行います。	住民福祉課
		月1回、人権・行政心配ごと相談を行います。	総務課
45	母子健康手帳の交付	妊娠した母親への母子健康手帳を交付します。交付時に面談し、プランの策定を行い、係内でのミーティングにより切れ目のない支援につなげます。	保健センター
46	マタニティブチサロン	妊婦を対象として、個人に合わせた対応を行い、沐浴などの個別指導を実施します。	保健センター
47	乳幼児等健診の充実	乳児健診、1歳6か月健診、3歳6か月健診、虫歯予防検診を実施します。各健診の受診率100%を目指すとともに、ニーズに対応した健診を検討します。	保健センター

【具体的事業】(つづき)

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
48	乳幼児相談の活用促進①	月2回の乳幼児対象の相談(保健師・栄養士は毎回、歯科衛生士・助産師は2か月に1回)を実施します。健診後のフォロー機能としても活用を図ります。 保健センターと令和7年度からは公民館で実施します。	保健センター
49	乳幼児相談の活用促進②	虫歯予防検診時のフッ素塗布、歯みがき指導を行います。 健診後のフォロー機能としても活用します。	保健センター

(2) 「食育」の推進

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
50	マタニティ相談	妊婦電話相談や保健センターでの相談により、妊娠中の健康的な食生活の知識について、個別に対応します。	保健センター
51	離乳食教室	離乳食を通じた乳児期からの食育の必要性の学習を行います。	保健センター
52	子育てママ食育サロン	楽しく作る・食べる体験を通して「食育」の大切さの普及啓発を図ります。	保健センター
53	食生活推進研究員による食育活動	離乳食教室において、食育推進を図ります。 生涯学習課実施の「親と子の料理教室」や「食の教室」での食育推進を実施します。ご近所に食育伝達活動を行います。	保健センター 生涯学習課

(3) 思春期保健対策の充実

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
54	性に関する正しい知識の普及	小学校・中学校の保健の授業を通して、性に対する正しい知識の普及を図ります。	教育総務課

## (4) 小児医療等の充実

## 【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
55	休日・夜間診療	広域7町で設置した三室休日応急診療所で対応します。広域7町の病院輪番制による平日夜間と二次救急を継続して実施します。橿原市深夜救急・産婦人科救急などの負担金等で事業を実施します。また、長期休日の場合、ホームページに開院の医療機関等の情報を掲載します。	保健センター
56	小児医療に関する情報提供	休日夜間救急連絡先、応急処置方法などの奈良県ホームページを活用した情報提供を行います。	保健センター

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

幼児教育や学校教育の充実とともに、家庭教育への支援、人材、自然、歴史などの地域資源を活用した多様な学習・体験活動の充実、青少年の地域活動への参画促進などにより、人間性豊かな子どもたちの育成に努めます。また、命の大切さや心と体についての学習、中学生等と乳幼児とのふれあい機会の拡充などにより、子育ての意義や大切さについての啓発を進めます。

#### (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
57	幼児教育の充実	認定こども園での乳幼児期の発育段階に応じた適切な教育に努めるための研修等を実施します。また、地域の人材の活用などによる教育の充実を図ります。	こども未来課
58	学校教育の充実	学習指導要領に基づきつつ、地域の人材や自然、歴史等の資源も活かした学校教育の充実、教職員の研修等の充実を図ります。	教育総務課
59	スクールカウンセラー設置事業	スクールカウンセラーを中学校区に配置します。(再掲)	教育総務課
60	学校評議員制度	特色ある学校教育と開かれた学校づくりを行うため、校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞く制度を実施します。	教育総務課
61	小中学校における心と体の学習の充実	成長段階に応じた命の大切さや心と体と性の問題についての適切な知識や態度を身につけるため、専門家やキャリア教育による講座を導入し、保健学習の充実を図ります。	教育総務課

#### (2) 家庭や地域の教育力の向上

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
62	家庭教育の充実	PTAにより、家庭教育講演会を計画し実施しています。	生涯学習課
63	わんぱくスポーツ教室	小学3～6年生を対象とした、卓球、バドミントンの教室を開催します。	生涯学習課
64	かわいすな丸合宿	町内の小学5・6年生を対象に、学校ではなく地域において体験活動やワークショップを通して楽しく学び合い他世代と大人たちと交流を深めることを目的に開催。	かわいすな丸合宿実行委員会

## 【具体的事業】(つづき)

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
65	子育て支援図書充実事業	図書の充実、団体貸出などによる読書の促進を図ります。	生涯学習課
66	おはなし会	ボランティアによる読み聞かせを行います。絵本の会等の新たなボランティアを募集します。	生涯学習課
67	絵本との出会い事業	乳幼児健診時に保護者に対しての絵本の贈与や図書館案内などを行います。今後、新たな読み聞かせボランティアが増え、事業を継続できるように支援します。	子育て健康課
68	親と子の体験教室	小学1～3年生の親子を対象とした、親子のふれあい、自然体験やものづくりなどにより知的好奇心や楽しさを伝える教室を開催します。	生涯学習課
69	かわい寺子屋教室	小学4年生～中学3年生を対象とした、世代間交流や様々な生活体験、自然体験により心の豊かさを育む教室を開催します。	生涯学習課
70	放課後子ども教室推進事業	小学生の放課後の居場所を確保し、様々な教室を開催します。社会情勢やニーズの変化も考えられることから、今後、実施対象地区を検討します。	生涯学習課
71	中学生の乳幼児ふれあい体験	体育大会への園児の招待、中学3年生の家庭科授業を通して園児とのふれあいを体験します。また、中学2年生の職業体験での保育士体験を実施します。	教育総務課
72	スポーツ出前教室	子どもたちのスポーツ離れ防止のため、学校体育と生涯スポーツの連携充実により実施を検討します。体育協会により、学校での交流・指導の自主的な継続を支援します。	生涯学習課
73	中高生 Fellow	大人に匹敵する中高生の力を地域活動につなげるため、参画を促進します。中高生 Fellow を募集し、中高生の自発的な活動を促進します。中高生 Fellow と地域ボランティア等をつなぐことで地域力の向上を図り、健やかな成長に資する教育環境の整備を図ります。	生涯学習課

## 4. 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 良好な住宅の確保

○公民連携による空き家等の利活用の促進など、地域の生活環境の保全を図ります。

### (2) 安全な道路交通環境の整備

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
74	交通安全施設設置補修等事業	交差点における交通安全施設、ガードレールやカーブミラー、道路区画線等の交通安全施設の設置と補修を図ります。	建設課

### (3) 安心して外出できる環境の整備

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
75	公共施設等のバリアフリー化	トイレの改善や授乳コーナーの設置などを図ります。 庁舎内各トイレにおむつ換えのベッドやベビーチェアを設置しています。	総務課

### (4) 安全・安心まちづくり等の推進

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
76	小中学校の運動場や体育館、広場等の開放	土日祝日に運動場と体育館を開放します。	生涯学習課

## 5. 子ども等の安全の確保

子どもを犯罪等の被害から守るため、引き続き交通安全面も含めた登下校時の安全確保とともに、「こども 110 番の家」の旗設置継続、ボランティアによるパトロール活動など、地域ぐるみで見守り活動に取り組みます。

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
77	交通安全運動の実施	新入学児童に対する安全教室を開催します。	危機管理課
78	子どもたちの登下校時の安全確保の充実	通学路の安全点検を行い、立哨等を地域の方や保護者（PTA）、見守りボランティア、各種関係機関と共に連携し、安全確保を図ります。	危機管理課 教育総務課 生涯学習課

### (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【具体的事業】

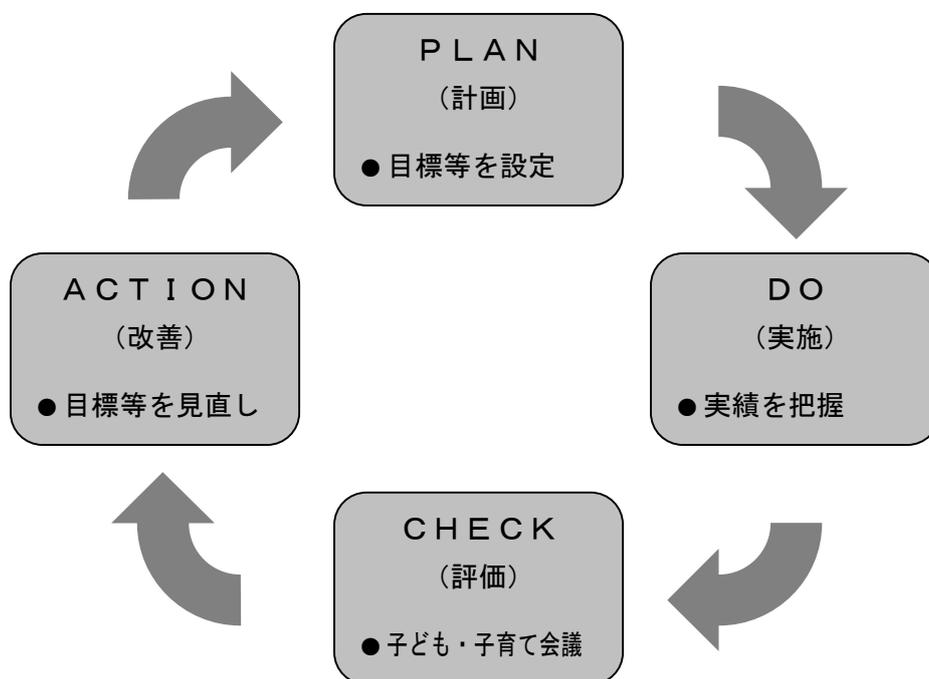
整理番号	事業名	事業内容	担当部署
79	自主的防犯組織の育成やパトロールの促進	ボランティアによるパトロール活動などを行います。	危機管理課
80	子ども 110 番の家	子どもたちを犯罪の被害から守るために、警察はもとより、地域住民・学校関係者・各種ボランティアの方々が連携して、子どもたちが安全に暮らせる環境作りを推進し、地域社会で子どもたちを守る体制を推進します。	生涯学習課
81	認定こども園、小中学校での防犯対策	防犯カメラの設置、施錠の徹底、定期的な点検や訓練を実施し、職員等の意識啓発を図ります。	危機管理課 こども未来課 教育総務課
82	防犯灯設置補修事業	危険箇所等への防犯灯の設置や補修を図ります。	危機管理課
83	子どもたちへの防犯指導	防犯ベルの使い方の徹底など、子どもへの防犯指導を行います。	危機管理課
84	防犯ブザーの配布	新小学 1 年生に配布します。	教育総務課
85	地域安全に関する連絡調整会議の設置	生活安全推進協議会や大字・自治会、老人会、学校、警察などによる連絡調整会議の設置を検討します。	庁内関係各課

## 第8章 計画の推進体制

### ■河合町子ども・子育て会議による計画の評価・点検

- 「PDCAサイクル」の手法により、計画の進行管理を行います。
- それぞれの施策のPLAN（計画）・DO（実施）・CHECK（評価）・ACTION（改善）を繰り返して、継続的に改善・見直しを図ります。
- 計画の進行管理においては、河合町子ども・子育て会議での審議により、計画の評価・点検を行います。

■図表：推進体制のイメージ



### ■河合町のすべての人が主体となって計画に取り組む

- 子ども・保護者・地域の視点に立ち、社会全体が連携して計画を推進します。（※第1部第3章「2. 基本的な視点」参照）
- 計画の推進においては、家庭・企業・地域などと、行政とが連携して、子育て施策を総合的に推進します。





## 河合町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属	備考
東 孝信	白鳳短期大学 副学長	会長
松村 公世	小学校関係者 第二小学校校長	副会長
井狩 宏幸	かがやきの森こども園（公立保育所）保護者代表	
常本 有紀	学校PTA代表	
原井 栄一	かがやきの森こども園（公立保育所）園長	
矢谷 麻樹	西大和保育園関係者 園長	
池原 真智子	河合町要保護児童対策地域協議会会長	
松岡 伸夫	民生児童委員代表	
服部 和揮子	河合町住民代表	
杵本 貴司	河合町議会議員	
森田 太津子	高田こども家庭相談センター所長	

## ○河合町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 12 月 24 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、河合町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定するもののほか、町長の諮問に応じて、本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会議を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、福祉部子育て健康課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 11 月河合村条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 河合町子ども・子育て会議傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、河合町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に係る手続き、尊種事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、7名の先着順とする。ただし、会長は会議開催会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

(会場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者は、会場に入ることができない。又、これらの所持を申告せず入場した者に対しては、会長が退場を命じることができる。

(傍聴者の尊種事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音を行わないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会場から退場しなければならない。

(会長の指示)

第7条 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者が、この規則の規定に違反していると認められる場合は、会長は、傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、その者に対して会場から退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、平成26年10月23日から施行する

## 第3期河合町子ども・子育て支援事業計画策定経緯

期 日	委員会等	内 容
令和5年11月10日	第1回河合町子ども・子育て会議	【議事】 ●子ども・子育て支援行動計画の実績及び今後について ●子育てニーズ調査（アンケート調査）について ●その他
令和6年1月23日～ 2月9日	子育て支援に関するニーズ調査	【調査概要】 ●調査対象：河合町内在住の「就学前児童」「小学生児童」のいる家庭 ●配布数：就学前児童 375件 小学生児童 528件 ●有効回収数：就学前児童 252件 小学生児童 362件
令和6年7月5日	第2回河合町子ども・子育て会議	【議事】 ●ニーズ調査の結果報告について ●その他
令和7年4月15日	第3回河合町子ども・子育て会議	【議事】 ●子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年4月21日～ 5月2日	パブリック・コメント	【実施概要】 ●子ども子育て支援事業計画の意見募集



第3期 河合町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年(2025年)

発行 河合町

企画／編集 子育て健康課

〒636-8501

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

TEL: 074-57-0200 (代表)

<http://www.town.kawai.nara.jp/>



報告第1号

令和6年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告します。

令和 7年 6月 6日

河合町長 森 川 喜 之







報告第2号

権利放棄の報告について

河合町債権管理条例第7条の規定により放棄した債権について、別紙のとおり報告します。

令和 7年 6月 6日

河合町長 森 川 喜 之



## 河合町上水道料金 債権放棄に係る報告

### 1. 放棄した債権の名称、発生年度、額、件数及び理由

	放棄した債権の名称	発生年度	額	件数	理由
1	水道料金	平成29年度	128,840円	30件	破産
2	水道料金	令和5年度	58,180円	8件	破産
3	水道料金	令和2年度	48,840円	37件	破産
4	水道料金	平成29年度	6,630円	5件	倒産

### 2. 放棄した理由

○河合町債権管理条例第6条第1項第3号 4件（破産：3件 倒産：1件）

・破産法（平成16法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。

